

第2次那須烏山市環境基本計画

(素案)



自然や環境を大切に次代へつなぐまちづくり

—那珂川水系の清らかな流れと豊かな自然が守られ資源が循環するまち—



平成31年3月
栃木県 那須烏山市

はじめに

平成31年3月

那須烏山市長 川俣純子

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の対象地域	2
第4節 計画の期間	2
第5節 各主体の責務	3
第6節 計画の対象範囲	4
第7節 計画の構成	5
第8節 地域の概況	6
第2章 環境の現状と課題	9
第1節 環境の現状	9
第2節 環境意識	19
第3節 自然環境調査結果	28
第4節 環境の課題	33
第3章 計画の方向性	35
第1節 環境の将来像	35
第2節 計画の体系	37
第4章 施策の展開	38
第1節 人と自然が共生するまちづくり	38
第2節 安全安心で快適に暮らせるまちづくり	44
第3節 地球温暖化対策と循環型のまちづくり	48
第4節 参画と協働による環境のまちづくり	52
第5章 重点施策	54
第1節 重点施策の位置づけ	54
第2節 重点施策の内容	54
第6章 計画の推進	58

資料編

◆ 策定方針	59
◆ 那須烏山市環境基本条例	61
◆ 那須烏山市環境審議会設置及び運営条例	64
◆ 那須烏山市環境審議会委員名簿	66
◆ 諮問・答申	67
◆ 那須烏山市環境基本計画策定委員会設置要綱	68
◆ 那須烏山市環境基本計画策定委員会名簿	69
◆ 計画策定の経緯	70

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本市は平成21年3月に那須烏山市環境基本計画（以下「前計画」という。）を策定、平成26年3月には見直しを行い、市、事業者、市民及び滞在者の役割分担のもと、各種取組を展開して参りました。

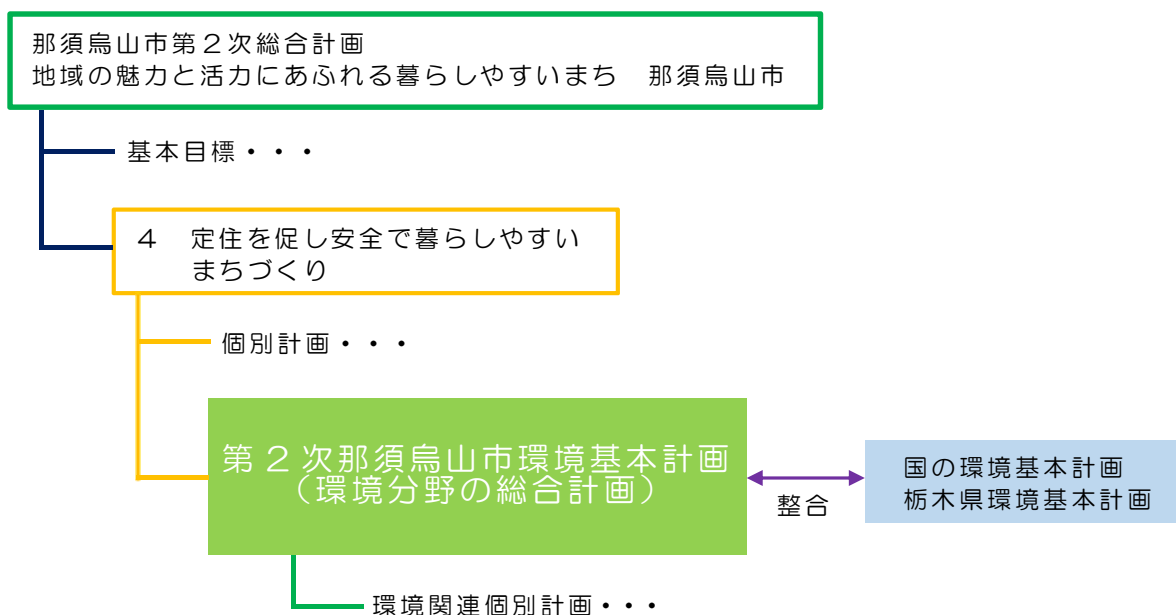
前計画は平成30年度を以って計画期間が終了することから、第2次那須烏山市環境基本計画（以下「本計画」という。）を新たに策定します。

策定に当たっては、前計画の各種取組の進捗状況やその検証結果から課題を抽出するとともに、市民のニーズや特色ある取組、自然環境基礎調査（動植物調査）等の調査結果を計画に反映させるなど、社会情勢の変化や潮流を十分に踏まえながら、環境戦略の再構築を図ります。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「那須烏山市第2次総合計画（平成30年度～平成34年度（2022年度）」を環境面から実現していくための基本となるもので、環境分野の総合計画に位置づけます。今後、本市が環境保全を目的として実施する個別の施策は、本計画に基づき展開いたします。

また、国・県の環境基本計画及び関連計画とも整合を図り、効率的かつ効果的な推進を図ります。





第3節 計画の対象地域

本計画の対象地域は那須烏山市全域とします。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

ただし、計画期間中においても、計画の進捗状況、社会情勢や新たな環境問題の発生など、状況の変化に適切に対応するため、必要に応じて見直すものとします。

H25 (2013)	...	H30 (2018)	H31 (2019)	...	H35 2023	H36 2024	...
前計画（改訂版）							
			本計画				
						次期計画	





第5節 各主体の責務

本計画の目指すべき将来像を実現するためには、市、事業者、市民及び滞在者（以下、滞在者を含めて「市民」と表記します。）が主体的に取り組むとともに、相互に連携・協力する必要があります。

那須烏山市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）に示される基本指針及び各主体の責務は以下のようになります。

基本理念	
◎環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行わなければならない。	
◎環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。	
◎環境の保全は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。	
◎環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において推進されなければならない。	

主体	役割（責務）
市	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念にのっとり、環境の保全に関する地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し実施します。また、必要に応じ各関係機関と協力し施策を推進します。 ○事業者、市民が計画に基づく取組を自発的に行えるよう支援を行います。 ○自治体としての役割のみでなく、市内の大きな一事業者と認識し、自ら率先して施策に基づいた計画的な取組を実施します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めます。 ○事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減、緑化の推進その他環境の保全に自ら積極的に努めます。 ○市が実施する環境の保全に関する施策に協力します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等その他環境への負荷の低減に努めます。 ○環境の保全に自ら積極的に努めます。 ○市が実施する環境の保全に関する施策に協力します。



第6節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、環境基本条例に規定する基本方針に定める項目とします。

環境基本条例の基本方針を以下に示します。

環境基本条例に規定する「基本方針」
(1)人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
(2)生態系*の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
(3)人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の個性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用を図ることにより、潤いと安らぎのある良好な環境を確保すること。
(4)環境に配慮した負荷の少ない循環型社会を構築するため、エネルギーの有効利用、資源の再資源化、廃棄物の減量化等を促進すること。

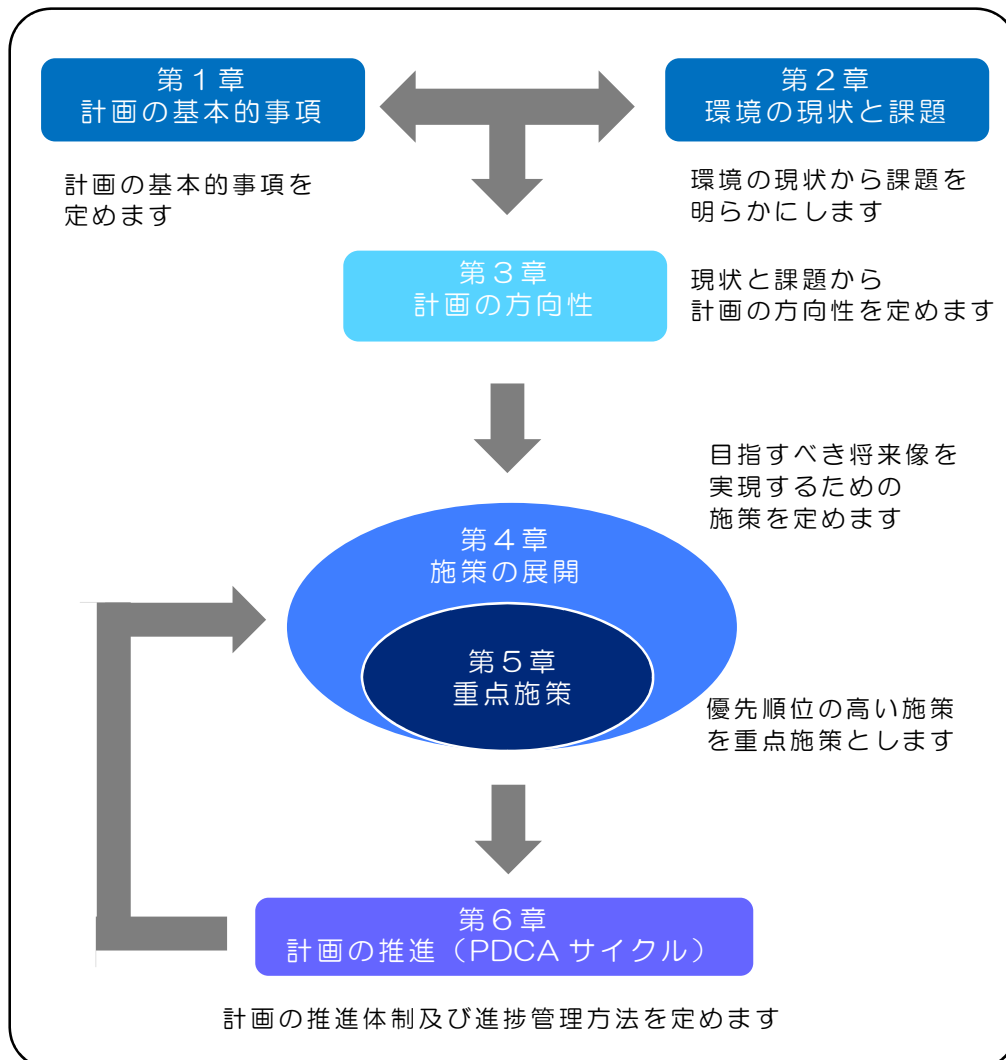


*生態系：生物と、生物を取り巻くそれ以外の環境が相互に関係しあって、生命の循環をつくりだしているシステムをいいます。



第7節 計画の構成

本計画の構成は以下の通りです。





第8節 地域の概況

1 位置

本市は、首都圏150km圏内で栃木県の東部に位置し、県都宇都宮市から概ね30～35kmの距離にあります。総面積は174.35km²で、県全体の2.7%になり、西部は高根沢町、北部はさくら市、那珂川町、南部は市貝町、茂木町、東部は茨城県常陸大宮市に接しています。

地勢は、八溝山系に属し、那珂川が平野部を貫流し、那珂川右岸には丘陵地帯が形成され、丘陵を縫うように荒川や江川などの大小河川が貫流しています。この地帯に南那須市街地、烏山市街地が形成されています。那珂川左岸は、東部山間地帯となっており、那珂川県立自然公園*に属する山間地と小河川で形成されています。



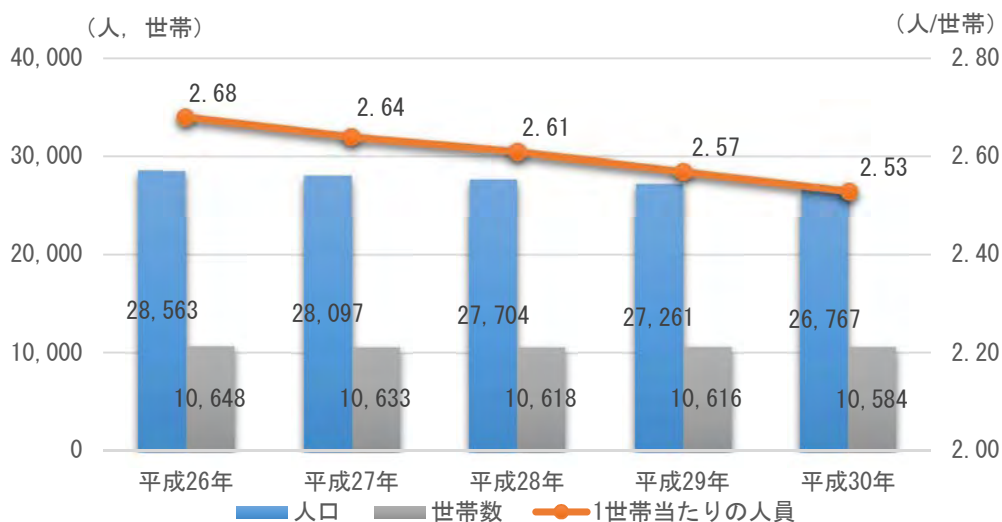
*自然公園：優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため指定された区域をいいます。国が指定する国立公園と国定公園、県が指定する県立自然公園があります。



2 人口

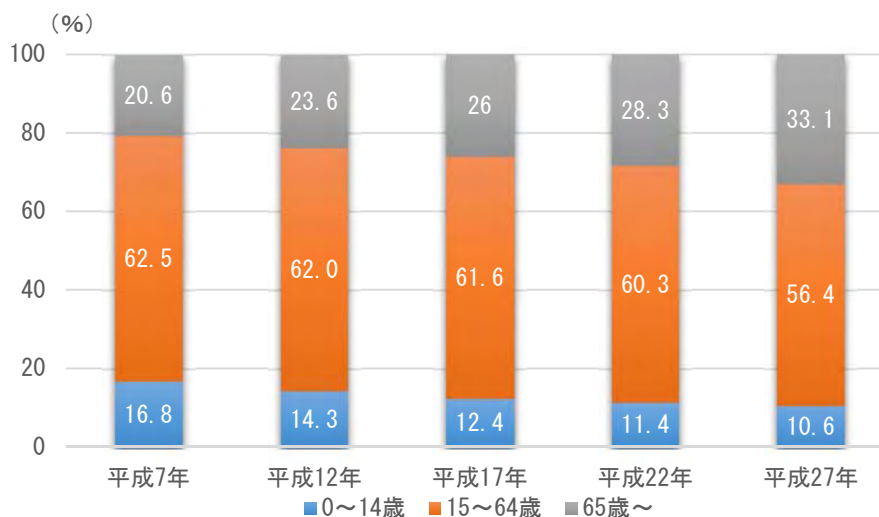
本市の人口、世帯数については、ともに減少を続けており、1世帯当たりの人員も減少しています。

また、3区分年齢別人口を見ると、65歳以上の人口比率が増えており、少子高齢化が進んでいることがわかります。



出典：住民基本台帳
各年 10月 1日

【人口・世帯数の推移】



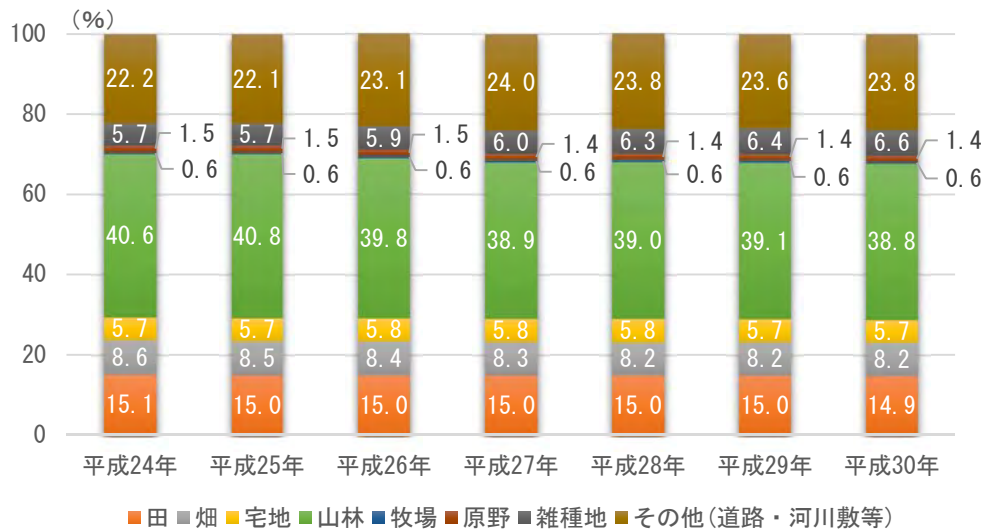
出典：国勢調査
各年 10月 1日

【3区分年齢別人口の推移】



3 土地利用状況

本市の総面積は174.35 k㎡で、栃木県の2.7%を占めます。土地利用状況に大きな変化はなく、山林が全体の約4割を占めています。

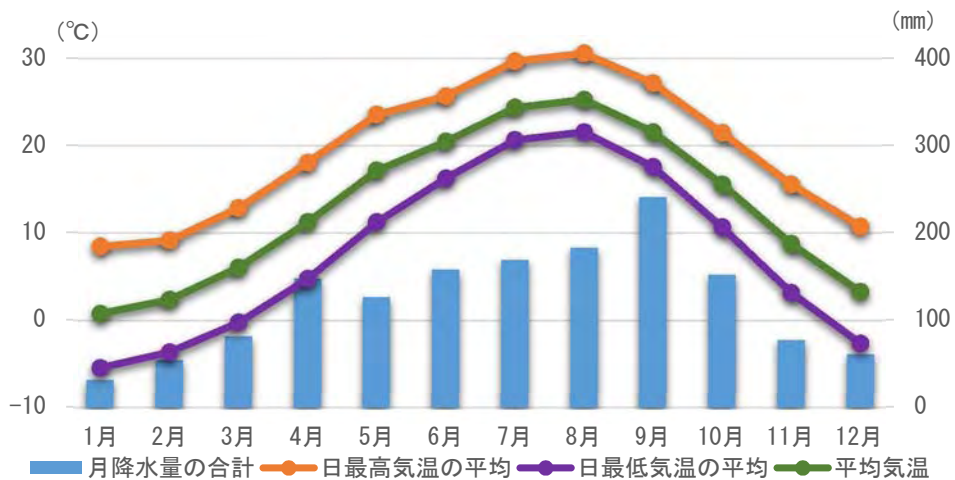


出典：税務課（概要調書）

【土地利用状況の推移】

4 気 象

本市の気候は、年間平均気温13℃前後、年間降水量は約1300mmで、年間の寒暖の差と昼夜の気温差が大きい典型的な内陸性の気候となっています。近年は、最高気温が35℃を超える日が増加しています。



出典：気象庁

【気象の状況（那須烏山地域気象観測所2010年～2017年）】



第2章 環境の現状と課題

第1節 環境の現状

ここでは、第1次那須烏山市環境基本計画の結果や、その他の各種データから那須烏山市の環境の現状を明らかにします。

環境の現状をまとめるにあたり、第1次那須烏山市環境基本計画の14の基本施策を以下の通りに整理します。

1 人と自然が共生するまちづくり

1 農地の保全・活用

1 農村環境の保全・活用

2 森林の保全・活用

2 森林環境の保全・活用

3 水辺環境の保全・活用

3 生態系の保全

4 生物との共生

2 安全安心で快適に暮らせるまちづくり

1 公害対策の推進

1 公害対策の推進

2 良好な景観の保全

2 歴史的環境、景観の保全・活用

3 環境美化の推進

4 食の安全対策の推進

3 地球温暖化対策と循環型のまちづくり

1 効率的なエネルギーの利活用

1 低炭素社会の構築

2 ごみの適正処理の推進

2 循環型社会の構築

3 コンパクトな市街地整備の推進

4 効果的な交通基盤の構築

4 参画と協働による環境のまちづくり

1 環境保全の担い手育成の推進

1 環境保全の担い手育成の推進

2 推進体制の構築



なお、進捗率の算出方法は、那須烏山市第2次総合計画にならい、増加目標については、目標値に対する実績値の割合（実績値÷目標値）とし、減少目標については、実績値から目標値までの減少値に対する実績値の減少値（実績減少値÷目標減少値）として算出しています。

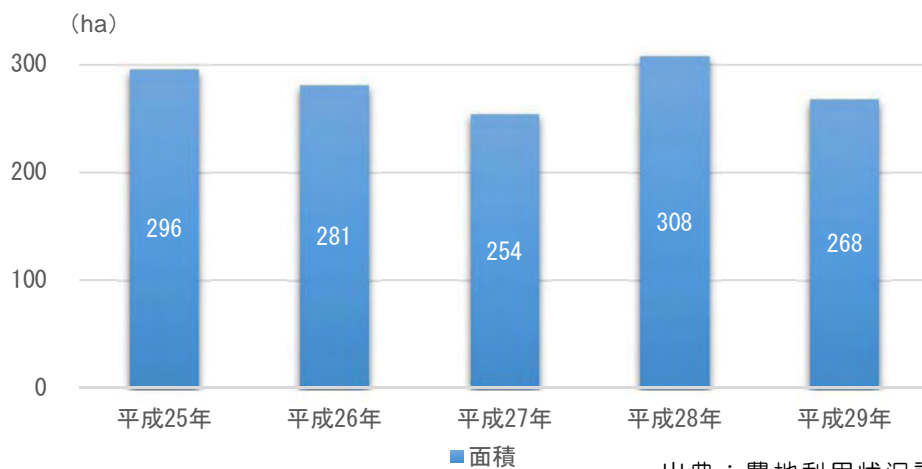
また、進捗率が目標値を超えて達成したものは100%とし、ゼロもしくはマイナスとなるものは0%としています。

1 人と自然が共生するまちづくり

① 農村環境の保全・活用

【第1次環境基本計画の結果】

項目	単位	H24年度 実績値	H29年度 目標値	H29年度 実績値	進捗率
耕作放棄地面積 （農林業センサス）	ha	372	350	268	100%
市場性の高い農産物の生産や農業の観光化が図られていると思う人の割合 （市民意向調査の回答割合）	%	53.7	65	57.2 (H27実績)	88.0%



【耕作放棄地面積の推移】

耕作放棄地面積は、平成25年度から平成27年度まで減少していましたが、平成28年度に増加してしまいました。しかし、その後再び減少して目標以上に減少させることができました。

市場性の高い農産物の生産や農業の観光化が図られていると思う人の割合については、目標は達成できなかったものの、平成24年度よりは向上しています。

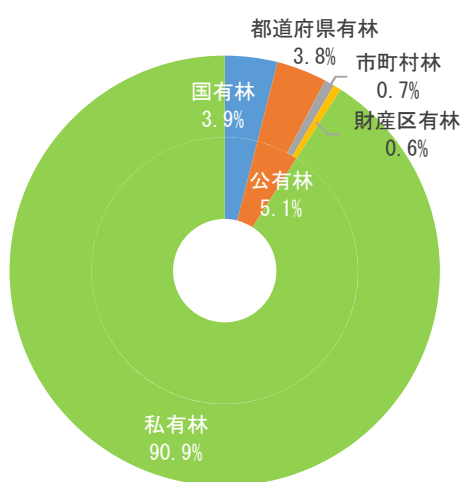
農地は私たちの食の源であり、貴重な動植物の生息・生育場所でもあるため、継続した保全・活用が必要です。



②森林環境の保全・活用

【第1次環境基本計画の結果】

項目	単位	H24年度実績値	H29年度目標値	H29年度実績値	進捗率
要間伐森林の施業実施面積 (伐採及び造林の届出書の面積集計)	ha	149	150	298.98	100%



保有形態	総面積 (A)	立木地		人工林率 (B/A)	
		人工林 (B)	天然林		
総数	8,132	3,817	4,168	46.9%	
国有林	321	225	84	70.1%	
公有林	都道府県有林	309	259	48	83.8%
	市町村有林	60	14	43	23.3%
	財産区有林	47	39	8	83.0%
	計	416	313	98	75.2%
私有林	7,395	3,279	3,986	44.3%	

出典：那須烏山市森林整備計画

【保有形態別森林面積】

要間伐森林の施業実施面積は目標を超えて増加させることができました。森林は木材の生産だけでなく、水源涵養機能*や、生物多様性*の保全、二酸化炭素の吸収など、様々な機能を有しています。

しかし、これらの機能を総合的かつ高度に発揮させるためには、健全な森林の維持造成が必要となります。

*水源涵養機能：森林の土壌が水資源を保持し、濁水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能をいいます。

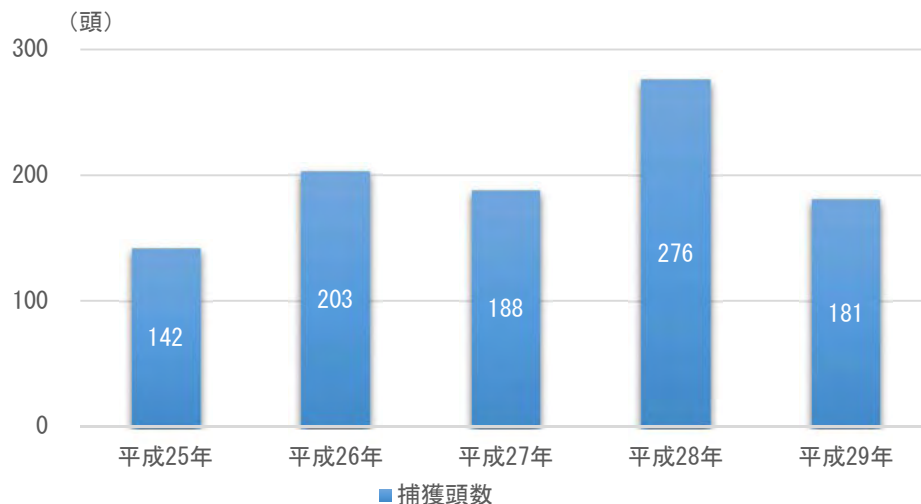
*生物多様性：生物が様々な環境に適応し、数え切れないほどの生物種が相互の関係を築きながら環境を支えている多様な生物の世界をいいます。



③生態系の保全

【第1次環境基本計画の結果】

項目	単位	H24年度 実績値	H29年度 目標値	H29年度 実績値	進捗率
自然環境の保全・活用が図られていると思う人の割合 (市民意向調査の回答割合)	%	73.3	78	76.9 (H27実績)	98.6%



出典：鳥獣被害防止計画実施状況報告書

【イノシシ捕獲頭数の推移】

「自然環境の保全・活用が図られていると思う人の割合」は、目標値には届かないものの、平成24年度実績値より向上しました。

本市は、那珂川県立自然公園をはじめ、八溝山系の緑深い森林、美しい田園風景、里山などの恵まれた自然環境が色濃く残っています。

その他にも、山や溪谷ではなく田園風景が広がる平地にできた「龍門の滝」、世界中で栃木県内に4か所のみ自生する国内希少野生動植物種である「シモツケコウホネ」など、貴重な自然資源を有していることから、これらの自然資源を保全・活用し、地域レベルでの生物多様性の保全及び持続可能な利用につなげていく必要があります。

また、イノシシ、カワウなどの有害鳥獣及び、オオクチバス（ブラックバス）などの特定外来生物*による被害や生態系への影響などへの対応も必要となります。

*特定外来生物：海外起源の外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがあるものの中から、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）によって、指定されているものをいいます。特定外来生物は、飼養、栽培、保管、運搬、輸入等が規制されています。

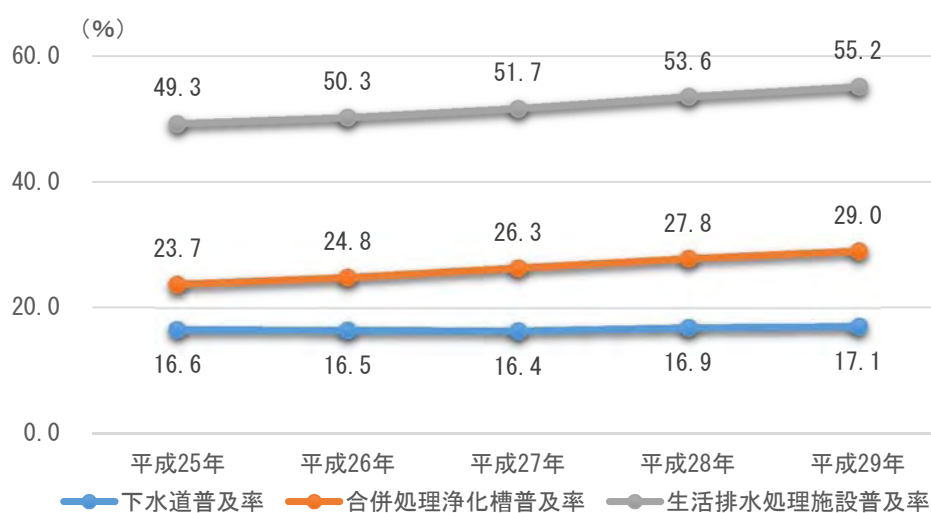


2 安全安心で快適に暮らせるまちづくり

①公害対策の推進

【第1次環境基本計画の結果】

項目	単位	H24年度 実績値	H29年度 目標値	H29年度 実績値	進捗率
公共水域の環境基準*達成率 (BOD*測定値)	%	86.9	95	86.9	91.5%
生活排水処理施設の普及率 (生活排水処理人口/行政人口)	%	49	64	55.2	86.3%



出典：生活排水処理施設普及状況

【生活排水処理施設普及率の推移】

河川の汚れを示す指標の1つであるBOD測定値の環境基準達成率は現状維持でした。公共下水道や農業集落排水*、合併処理浄化槽などの普及率を示す生活排水処理施設普及率は増加傾向にありますが、半数をわずかに超える程度となっています。

残り約45%の生活排水は直接河川へ流れ、河川の汚れの原因の1つとなります。今後とも普及率向上に向けた取組が必要となります。

その他、大気や騒音、振動、悪臭といった公害問題についても、事業所に対する指導だけでなく、身近な生活から発生するものへの対応も必要となります。

*環境基準：環境基本法に基づき政府が定める環境保全行政上の目標です。大気、水質、土壌、騒音に基準が定められています。

*BOD：河川の有機物などによる汚れの度合いを示す指標です。この数値が大きいほど川は汚れていることとなります。生物化学的酸素要求量ともいいます。

*農業集落排水：し尿、生活排水を処理する施設をいいます。



②歴史的環境、景観の保全・活用

【第1次環境基本計画の結果】

項目	単位	H24年度 実績値	H29年度 目標値	H29年度 実績値	進捗率
空き地・空き家の放置を規制する 制度の創設	%	—	100	0	0%

本市では、平成19年度から「那須烏山市空き家等情報バンク制度*」を実施しています。これにより、市内の空き家・空き店舗の情報を有効活用し、定住促進や商業活性化を図っています。

一方では、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを受け、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布されました。本市においても、少子高齢化や人口減少等に伴う空き家の増加が深刻な問題となっていることから、平成29年1月に「空き地・空き家相談対応マニュアル」を策定し、苦情や相談への対応を行っていますが、今後は総合的な対策を図る必要があります。

また、本市では、「烏山の山あげ行事」がユネスコ無形文化遺産*に登録されたのをはじめ、平成30年に築城600年を迎えた烏山城跡の国指定史跡に向けた調査・研究、特徴的な地形・地質などの自然遺産を活かした那須烏山ジオパーク構想*が進められており、多くの方々に本市ゆかりの歴史・文化・自然等の深さを知ってもらうとともに、まちづくりを支える重要な要素として、活用を図る必要があります。

*空き家等情報バンク制度：那須烏山市内の空き家等を所有する方と、空き家等の利用を希望する方が空き家等情報バンクに登録することにより、空き家等の物件情報等の情報を提供する市独自の定住支援策です。

*那須烏山ジオパーク構想：本市の地域遺産の保護と活用を図りながら地域の活性化と産業振興に資するために策定された構想です。ジオパークとは Geo（地球・大地）と Park（公園）を組み合わせた造語です。

*ユネスコ無形文化遺産：国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産保護条約に基づき、人から人へ継承される芸能や祭礼、伝統工芸などを対象に登録されます。

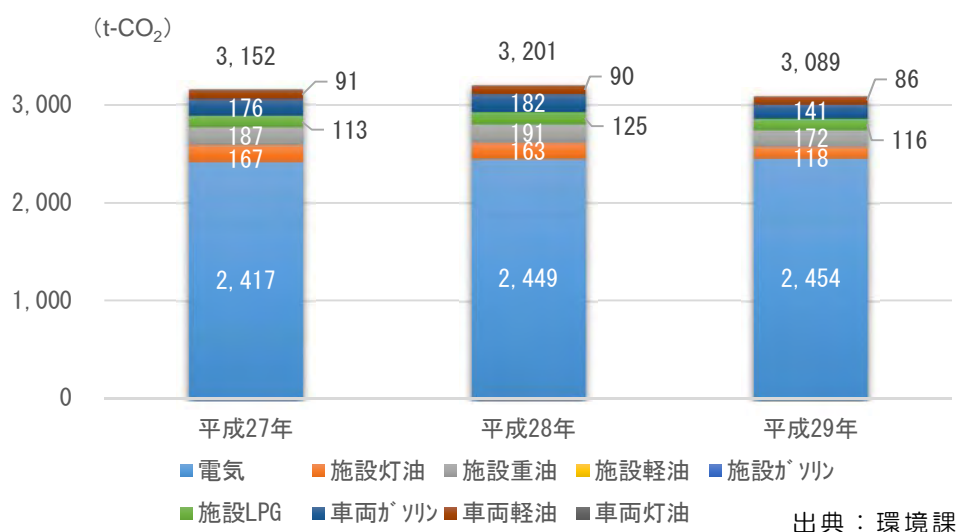


3 地球温暖化対策と循環型のまちづくり

①低炭素社会*の構築

【第1次環境基本計画の結果】

項目	単位	H24年度 実績値	H29年度 目標値	H29年度 実績値	進捗率
再生可能エネルギー*の発電量	千kw	2,419	28,000	42,571 (H27実績)	100%
市有施設における温室効果ガス* 排出量	t-CO ₂	3,931 (H22実績)	3,616	3,089	100%
都市再生ビジョンにおける整備 プログラム事業の進捗率 (実施事業量/計画事業量)	%	0	25	0	0%
自家用車に頼らない移動手段が 確保されていると思う人の割合 (市民意向調査の回答割合)	%	32.2	44	50.1 (H27実績)	100%
市営バス等の延べ利用人数 (年間)	人	37,703	38,000	55,736	100%
EV*・PHV*用充電器の設置 (累計)	基	1	3	3	100%



【市有施設における温室効果ガス排出量の推移】

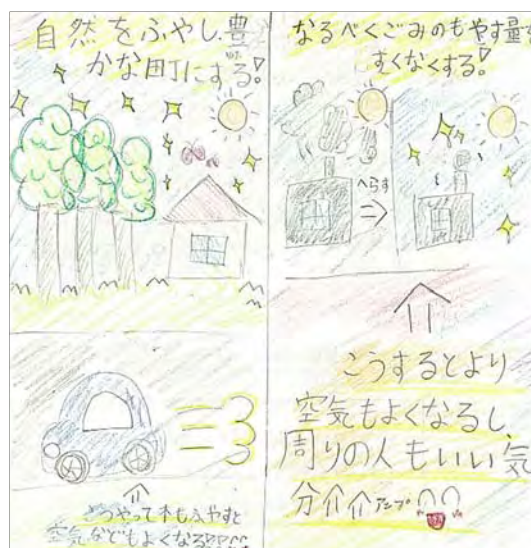
- *低炭素社会：化石燃料に依存した社会を見直し、二酸化炭素などの排出量を低く抑える社会をいいます。
- *再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、中小水力や風力、バイオマス、地熱など、再生可能な特徴を持ったエネルギーをいいます。
- *温室効果ガス：太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスをいいます。代表的なものは二酸化炭素で、そのほかにメタンガスやフロンガスなどがあります。
- *EV：電気自動車のことで、外部電源から電気を蓄える装置を持ち、電気モーターを動力源として走行する自動車をいいます。
- *PHV：プラグ・イン・ハイブリッド車のことで、ハイブリッドカーのうち、家庭用電源のコンセントなどからモーター駆動用の蓄電池（バッテリー）に充電できるようにした自動車をいいます。



再生可能エネルギーの発電量は順調に増加しました。しかし、現在では無秩序な森林伐採を伴う太陽光発電施設の設置が新たな課題となっています。

温室効果ガス排出量増加に伴う地球温暖化、気候変動の問題は日々深刻さを増しており、エネルギー消費の少ないまちづくりは継続した課題となります。

また、猛暑や集中豪雨など、すでに顕在化している気候変動の影響に適応するための取組も必要となります。



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】



②循環型社会の構築

【第1次環境基本計画の結果】

項目	単位	H24年度 実績値	H29年度 目標値	H29年度 実績値	進捗率
ごみ収集や処理が適正に行われていると思う人の割合 (市民意向調査の回答割合)	%	84.9	87.4	89.8 (H27実績)	100%
市民一人当たりのごみの 排出量(1日)	g	893	774	881	10.1%
ごみ収集頻度の均一化	%	0	100	100	100%
一般廃棄物*の資源化率 (年間)	%	15	18	16.7	92.8%
不法投棄件数(年間)	件	55	45	47	80.0%
ポイ捨て・不法投棄を 規制する制度の創設	%	0	100	0	0%
小型家電の回収体制の整備	%	0	100	100	100%
一般廃棄物最終処分量	t	807	692	762	39.1%
施設のあり方の方針化	%	0	100	100	100%

市民一人当たりのごみの排出量、一般廃棄物の資源化率は、改善傾向にはあるものの目標未達成となりました。今後、少子高齢化や核家族化が進むと、さらなる排出量の削減、資源化率の向上は難しくなると考えられます。

持続可能な社会、循環型社会の実現に向け、ごみの減量化や3R（リデュース：ごみを減らす リユース：繰り返し使う リサイクル：再利用する）の促進、ごみ分別の徹底と調査研究、不法投棄防止、中間処理場の整備及び最終処分場*の確保の検討等が必要となります。

また、本市にはユネスコ無形文化遺産に登録された「烏山の山あげ行事」など、観光資源が多くあることから、観光客への対策も必要となります。

さらに、小売店での期限切れや売れ残りの食料品、飲食店や家庭での食べ残し食材など、まだ食べられるにも関わらず食品が廃棄されてしまう「食品ロス」の問題が新たな課題となっています。

*一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

*最終処分場：一般廃棄物又は産業廃棄物を埋め立てるための場所、施設及び設備の総体をいいます。



4 参画と協働による環境のまちづくり

①環境保全の担い手育成の推進

【第1次環境基本計画の結果】

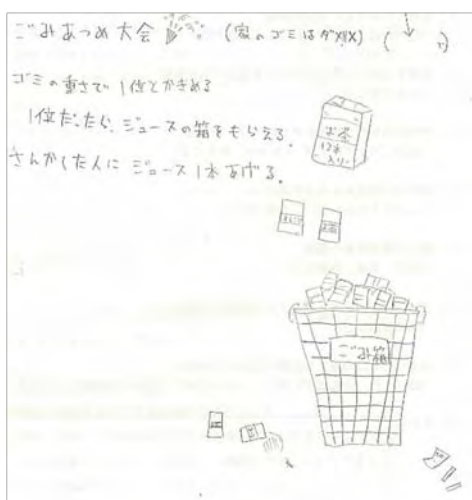
項目	単位	H24年度 実績値	H29年度 目標値	H29年度 実績値	進捗率
環境美化運動参加団体数（累計）	団体	78	90	67	74.4%
自然環境保全団体数（累計）	団体	13	20	18	90.0%
こどもエコクラブ*結成数（累計）	団体	0	5	0	0%
出前講座実施回数（年間）	回	2	5	1	20%

環境美化運動参加団体数は減少傾向、こどもエコクラブ結成数は進捗なしとなっています。全国的な少子高齢化の影響が考えられます。

出前講座については、受講する側に環境をテーマとする要望が少ないため、環境に関する講座の実施が増えない実態があります。

一方で、自然環境保全団体数は増加傾向にあり、本市の現状に合った参画と協働の姿を押し進める必要があります。

また、本市が進める烏山城跡の国史跡指定や那須烏山ジオパーク構想の認定に向けた取組を活用して、環境保全の担い手育成を進めるなど、様々な事業と連携することで効率的な取組を進めることが可能になります。



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】

*こどもエコクラブ：幼児（3歳）から高校生まで誰でも参加できる環境活動のクラブです。



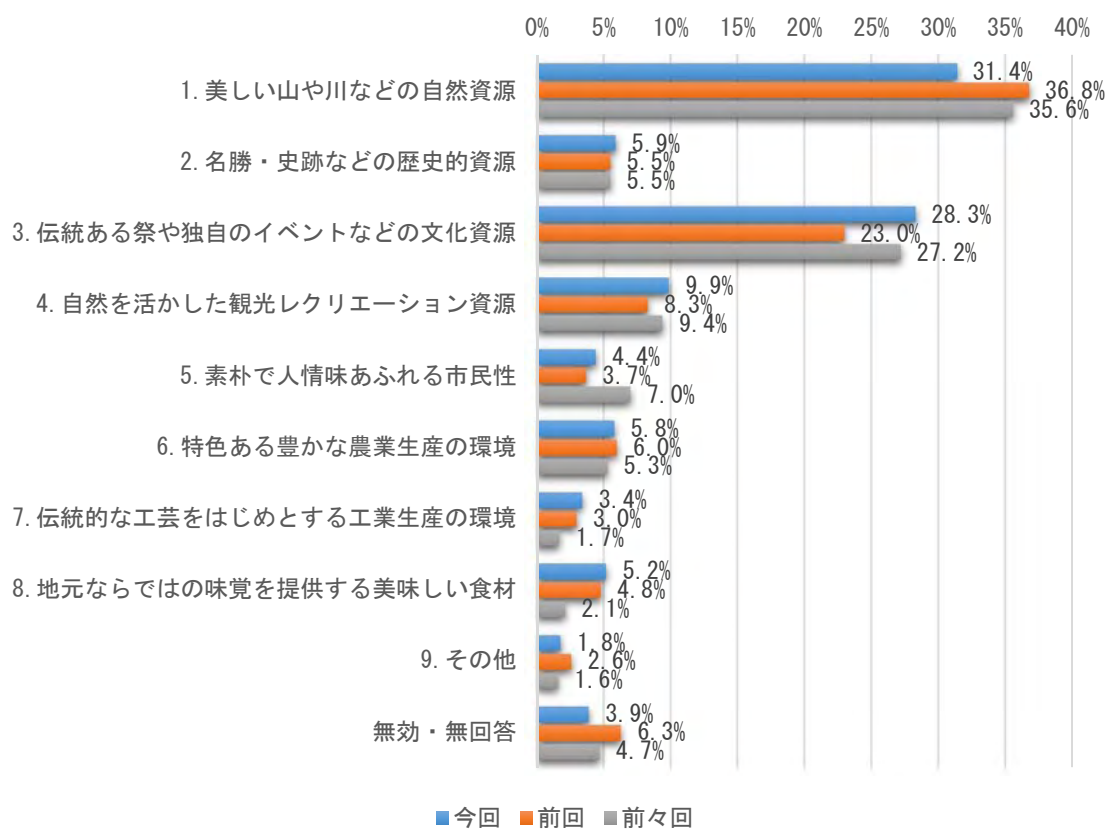
第2節 環境意識

ここでは、市民及び小中学生の環境意識を明らかにします。

1 市民の環境意識（総合計画アンケート）

市民の環境意識については、那須烏山市第2次総合計画策定時の市民アンケートの結果を環境の観点から解析します。

①市民が誇れるもの・特色

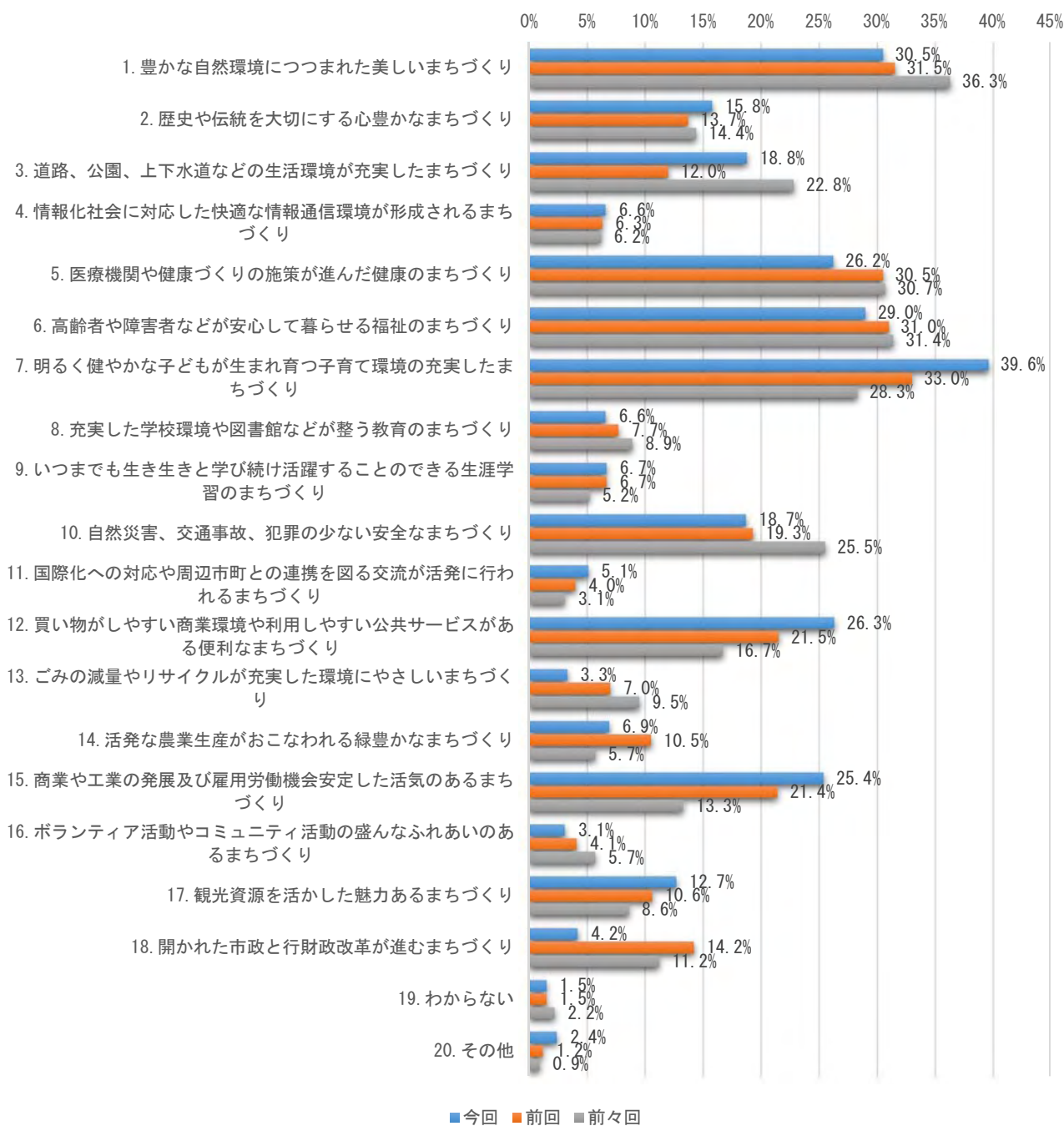


数値が減少傾向にはありますが、「美しい山や川などの自然資源」を誇り・特色として答えた人が最も多く、本市の豊かな自然環境は市民の誇りでもあり、本市の特色とも言えます。

また、その豊かな自然環境を背景に、「自然を活かした観光レクリエーション資源」を誇り・特色と答えた人も3番目に多くなっています。



②これから重視すべきまちづくり



これから重視すべきまちづくりでも「豊かな自然環境につつまれた美しいまちづくり」との回答が2番目に多くなっています。

また、回答数は少ないものの、「観光資源を活かした魅力あるまちづくり」の回答が増加傾向にあることから、本市の豊かな自然を守り、育て、観光資源として活用することが望めます。



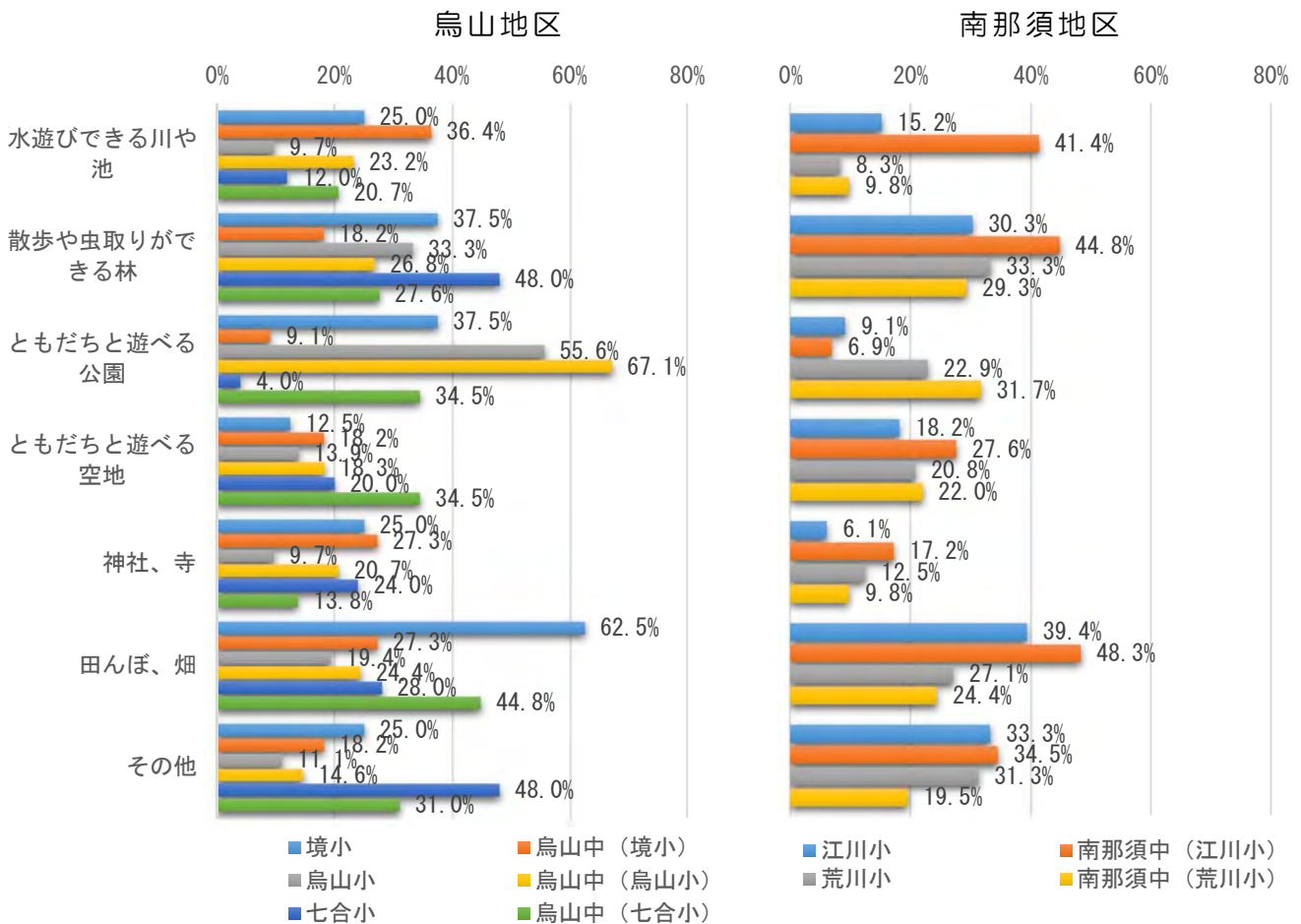
2 小中学生の環境意識

本市の環境に対する意識や要望などを把握するために、平成30年10月に小中学生へのアンケート調査を実施しました。市内全ての小学校、中学校における小学5年生、中学2年生を対象に400通配布し、384通の回答があり、回収率は96.0%となりました。

境小学校、烏山小学校、七合小学校、烏山中学校を烏山地区、江川小学校、荒川小学校、南那須中学校を南那須地区として集計した結果を示します。

なお、中学生は出身小学校別に集計しています。

①家の周りで遊べる場所について



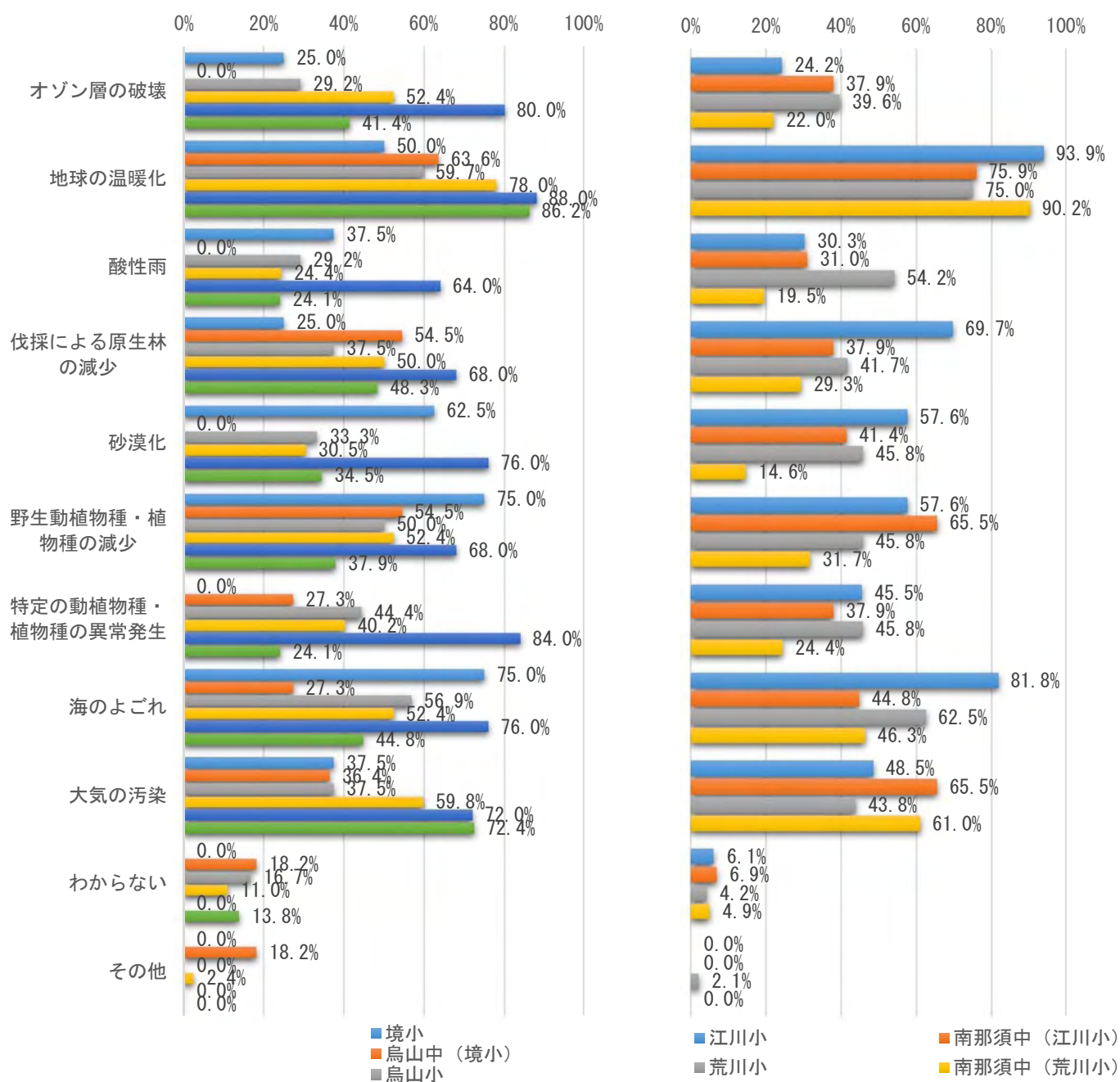
「水遊びできる川や池」、「散歩や虫取りができる林」、「田んぼ・畑」などの項目の数値が全体的に高く、市内には豊かな自然環境が残されている結果だと思われます。



②気になる地球環境問題について

烏山地区

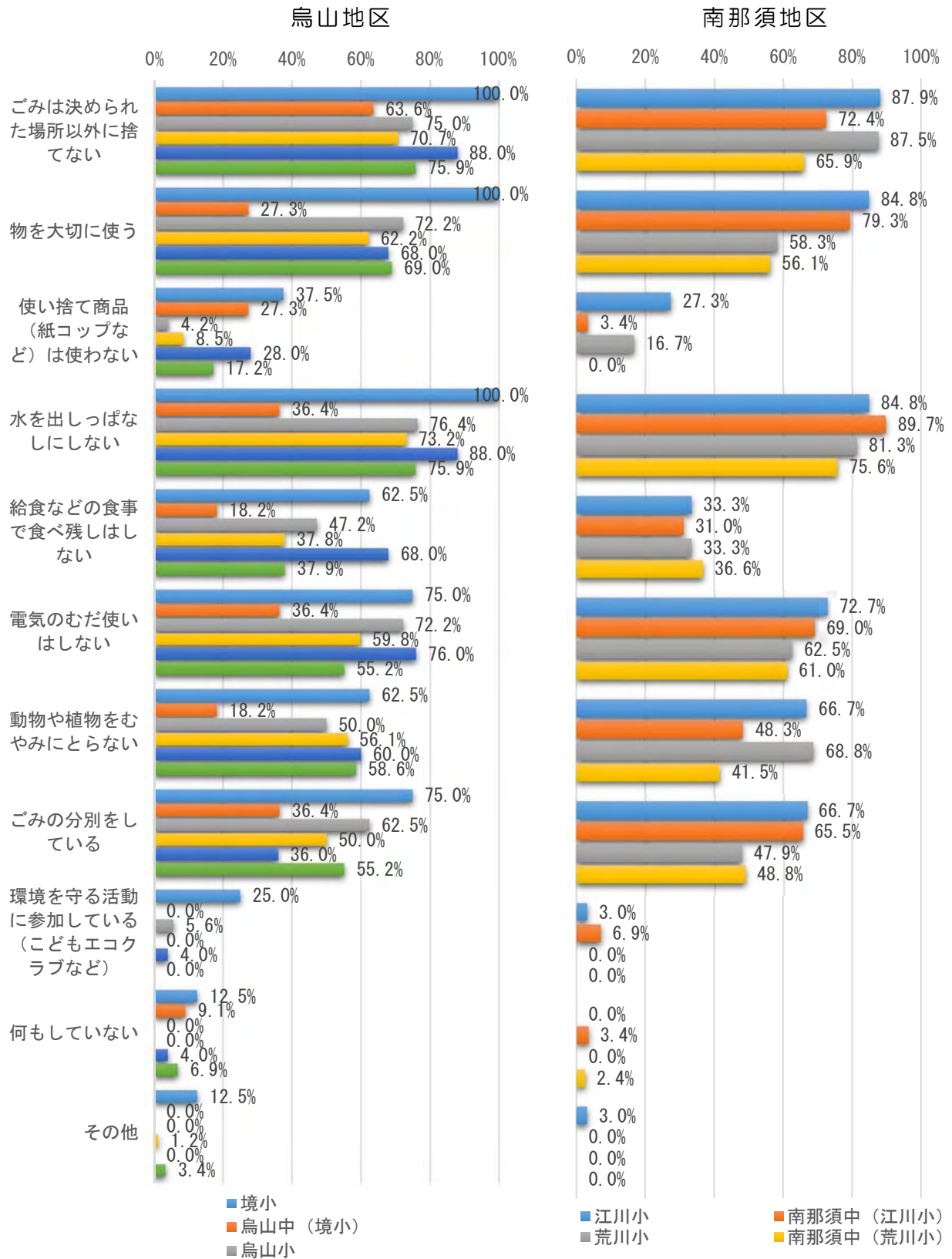
南那須地区



全体的に数値が高く、子供たちの環境意識の高さが伺えます。各項目で突出した数値が若干見られるものの、両地区ともに同じような傾向が読み取れ、地球の温暖化、海の汚れ、大気汚染などの項目が高い数値を示しています。



③環境を守るために気をつけていること

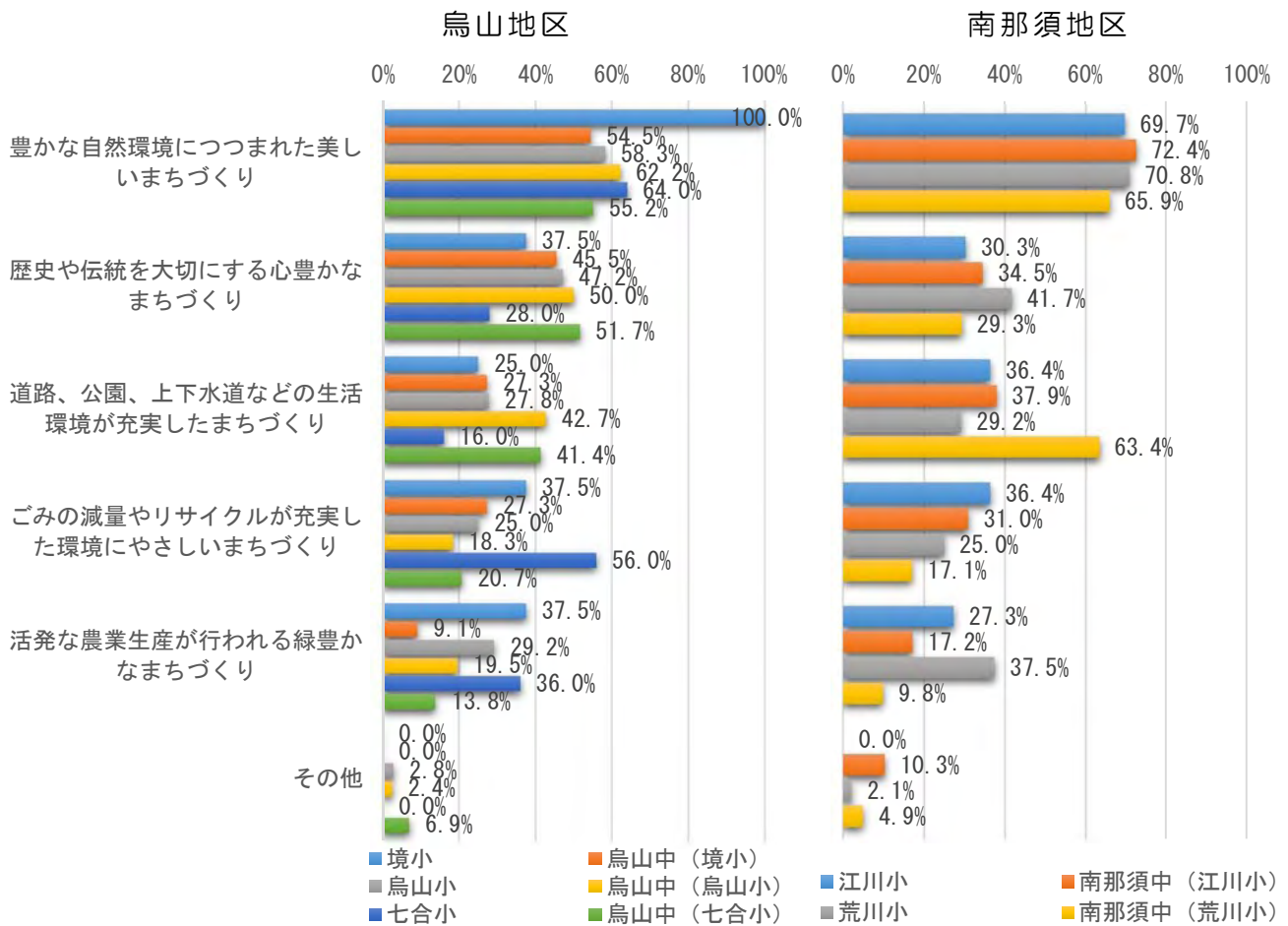




両地区とも同じような傾向で、特に「ごみは決められた場所以外に捨てない」、「物を大切に使う」、「水を出しっぱなしにしない」、「電気のむだ使いはしない」、「ごみの分別をしている」などの項目の数値が高く、学校間での差は見られません。

これらの項目は、生活に密接に関わることであることから、家庭や学校などで親や教師などに普段言われていることが、子供たちの中で、意識付けされていることが影響しているのではないかと考えられます。

④これからのまちづくりについて重視すること



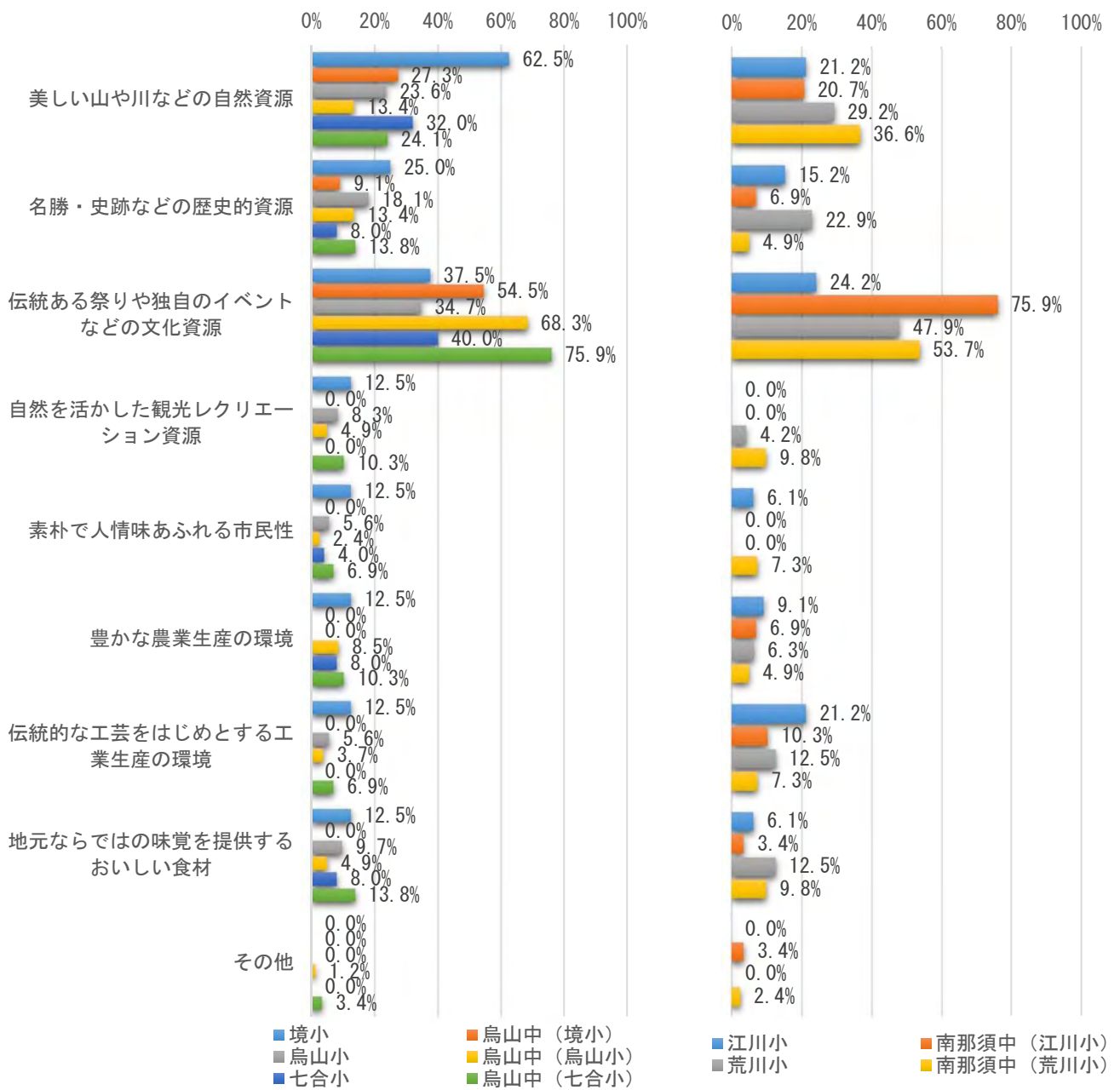
両地区とも、「豊かな自然環境に囲まれた美しいまちづくり」を重視する声が多く、豊かな自然環境を有する本市の特徴を背景に、それらを保全・活用することが望まれているものと思われます。



⑤那須烏山市の誇れるもの・特色

烏山地区

南那須地区



両地区とも「豊かな自然環境」、「祭りなどの伝統的文化資源」などの数値が高く、本市に残された豊かな自然環境や伝統文化を活かしたまちづくりを望んでいることが伺えます。



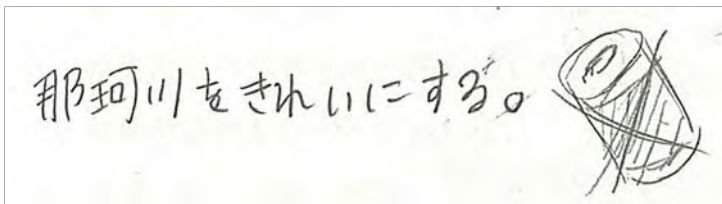
「わたしたちの環境を良くするためにはどのようにしたら良いか」の自由記述については、市内の自然や緑を守る、動植物をむやみに採取しない。など、市内の自然環境に関する意見や、ごみ問題（ポイ捨て禁止・リサイクル・食品ロス・清掃活動）に関する具体的な意見が多く寄せられました。

その一方で、公共施設（公園・病院・道路整備）の充実、鉄道などの交通網の整備や、大型ショッピングモールや、娯楽施設、レストランの充実など、都市型の施設を求める意見も多く寄せられました。

本市の豊かな自然環境を守りたいと思いながらも、都市部の便利な生活や娯楽環境に憧れる子供たちの率直な意見を得ることができました。



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】



第3節 自然環境調査結果

平成19年度から平成20年度に実施した自然環境基礎調査の調査地点4地点（①～④）のうち「③丘陵地域（曲田）」、「④水田地域（藤田朝風）」の2地点で簡易の自然環境調査を実施しました。

また、市域全体を対象として文献調査を行いました。なお、本市が保有する自然環境現況調査報告書「⑤森林地域（横枕）」のデータも文献としてまとめました。

本調査によって確認された種数及び注目すべき種の内訳を示します。





1 植物

確認された植物は143科1,104種でした。このうち、「環境省レッドリスト*2017」及び「栃木県版レッドリスト（2017改訂版）」に記載のある注目すべき植物は38科81種でした。

現地調査では、ミズニラ、タコノアシ、ヌマゼリ等の湿地性植物や、エビネ、ギンラン、キンラン等の森林性植物が確認され、本市には多様な自然環境が存在することがうかがえます。

2 哺乳類

確認された哺乳類は11科16種、このうち、注目すべき哺乳類は4科5種でした。

現地調査では、農耕地、二次林*、河川等の広い範囲を行動圏としているノウサギ、タヌキ、ハクビシン等が確認されており、豊かな里山環境が残されていることがうかがえます。



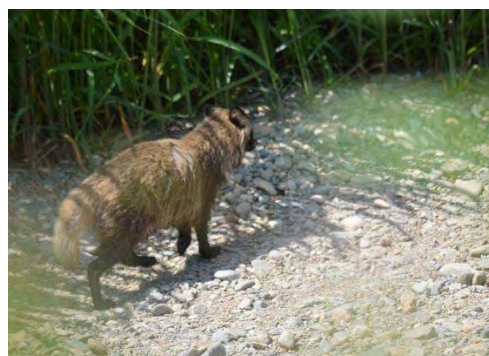
ハクビシンの糞（③曲田）



モグラ塚（④藤田朝風）



タヌキの足跡（④藤田朝風）



タヌキ（④藤田朝風）

*レッドリスト：絶滅のおそれのある野生生物の種のリストをいいます。

*二次林：人為的あるいは自然災害などによって攪乱を受けた後に、自然の力によって樹木が生長して形成された森林をいいます。里山や雑木林なども二次林にあたります。



3 鳥類

確認された鳥類は36科90種、このうち、注目すべき鳥類は15科22種でした。

現地調査では、水辺やその周辺にある二次林ではダイサギ、ホオアカ等のほか、ミサゴ、サシバ等の希少な猛禽類も確認されました。



ガビチョウ (③曲田)



カルガモ (④藤田朝風)



ホオアカ (④藤田朝風)



ホオジロ (④藤田朝風)



4 両生類

確認された種は5科12種であり、このうち、注目すべき種は4科9種でした。

両生類に関しては多くのカエル類が確認され、水田地帯にはトウキョウダルマガエル、シュレーゲルアオガエル等、河川にはツチガエル、カジカガエル等の注目すべき種が生息しており、豊かな水辺環境が残されていることがうかがえます。



シュレーゲルアオガエル (③曲田)



ニホンアカガエル (③曲田)



ツチガエル (③曲田)

5 は虫類

確認された種は5科8種であり、確認された種の全てが注目すべき種でした。

は虫類に関しては里山を代表するシマヘビ、ヒバカリ、ヤマカガシ等の注目すべき種が確認されました。



ヒバカリ (③曲田)



ニホンカナヘビ (④藤田朝風)

6 昆虫類

確認された種は191科1,143種であり、このうち、注目すべき種は36科76種でした。

現地調査では、水辺環境に依存するヨツボシトンボ、チョウトンボ等の希少なトンボ類、草地にはギンイチモンジセセリ、ツマグロキチョウ等の希少なチョウ類が確認されました。



ギンイチモンジセセリ (④藤田朝風)



タガメ (③曲田)



モートナイトトンボ (③曲田)



ヨツボシトンボ (③曲田)



第4節 環境の課題

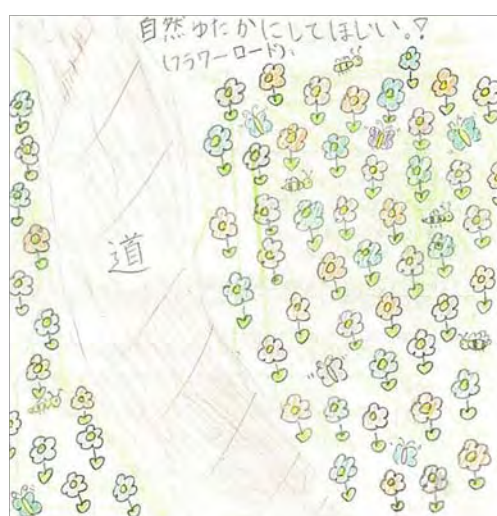
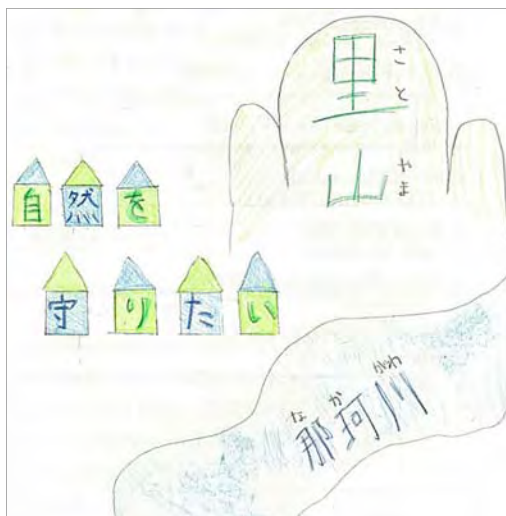
環境の現状、意識調査等から考えられる環境の課題を示します。

1 人と自然が共生するまちづくり

1 農村環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ◇耕作放棄地対策 ◇農業担い手確保 ◇生産力向上 ◇生物多様性への配慮 ◇農村環境の活性化
2 森林環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ◇地元木材の積極的活用 ◇二酸化炭素吸収源としての活用 ◇生物多様性への配慮 ◇無秩序な森林伐採の防止
3 生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◇貴重な野生動植物の保全 ◇生息・生育環境の保全 ◇特定外来生物対策 ◇有害鳥獣対策

2 安全安心で快適に暮らせるまちづくり

1 公害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇事業所等から発生する公害対策 ◇身近な生活から発生する公害対策 ◇生活排水処理施設普及率の向上
2 歴史的環境、景観の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ◇良好な景観の保全・活用 ◇空き家や空き店舗対策 ◇歴史的・文化的遺産の保全と活用



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】



3 地球温暖化対策と循環型のまちづくり

1 低炭素社会の構築	◇環境に配慮した再生可能エネルギーの導入 ◇省エネ機器の導入 ◇コンパクトなまちづくり ◇地球温暖化防止対策と適応対策
2 循環型社会の構築	◇ごみの減量化 ◇ごみの分別・3Rの推進 ◇不法投棄防止 ◇中間処理場整備及び最終処分場確保の検討 ◇食品ロスへの対応

4 参画と協働による環境のまちづくり

1 環境保全の担い手育成の推進	◇市民・事業者の意識向上 ◇環境保全活動の場の提供 ◇環境保全活動の支援
-----------------	--



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】

第3章 計画の方向性

第1節 環境の将来像

1 基本理念

本計画は、那須烏山市環境基本条例の基本理念に基づき、取組を推進します。

那須烏山市環境基本条例（平成20年3月26日条例第3号）抜粋

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を受るとともにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。

3 環境の保全は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。

4 環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において推進されなければならない。



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】

2 目指すべき将来像

八溝山系の豊かな自然や那珂川・荒川などの清流を有する本市において、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受しつつ、良質な環境を次世代に引き継ぐことは、私たちの大きな責務といえます。

これは第1次那須烏山市環境基本計画を策定して以来、変わらず受け継がれてきたテーマであることから、本計画の目指すべき将来像もこれを継承することとします。

【目指すべき将来像】

自然や環境を大切に 次代へつなぐまちづくり

—那珂川水系の清らかな流れと豊かな自然が守られ
資源が循環するまち—



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】

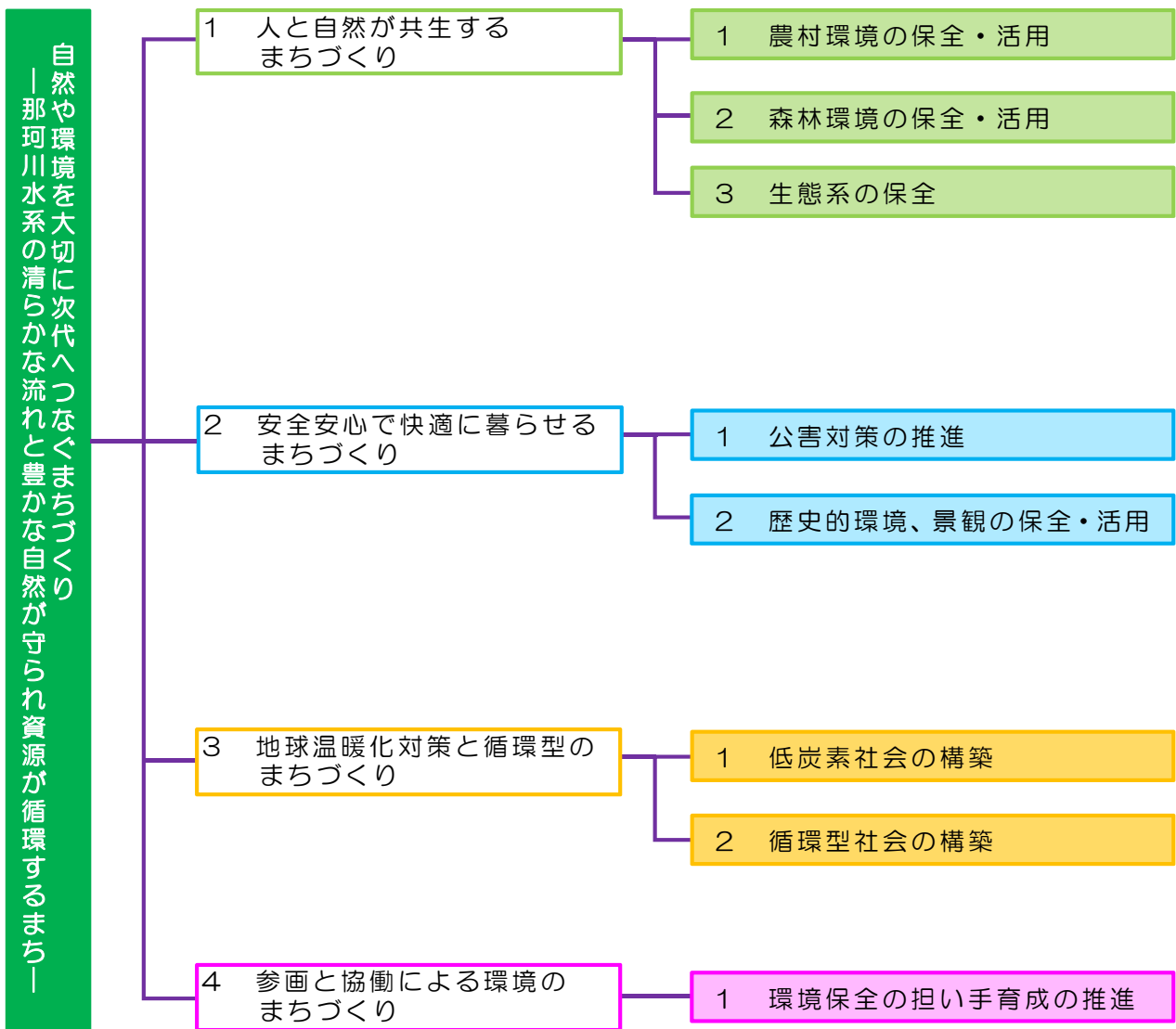
第2節 計画の体系

本市の目指すべき将来像「自然や環境を大切に次代へつなぐまちづくり—那珂川水系の清らかな流れと豊かな自然が守られ資源が循環するまち—」を実現するため、4つの基本目標と8つの基本施策を設定し、取組を進めます。

目指すべき
将来像

基本目標

基本施策





第4章 施策の展開

第1節 人と自然が共生するまちづくり

1 農村環境の保全・活用

取組の方向性

農業・農村を取り巻く社会経済情勢は、大きな変革期を迎えています。農地は私たちの食の源であり、多様な生物の生息生育環境でもあります。

そのため、農業の担い手を確保し、経営耕地面積を増やし耕作放棄地を減らすことで、私たちの食と多様な生物の生息生育環境を保全するとともに、本市の産業資源、観光資源として活用していくことが望まれます。

● 指標

項目	現状	目標値
経営耕地面積	2,463ha	2,470ha
耕作放棄地面積	268ha	260ha

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ◇多面的機能支払制度*等の共同作業に参加します。 ◇生産者との交流を持つなど環境を守る農家の支援に協力します。 ◇市内の各農産物直売所を積極的に利用するなど、農業の活性化に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇農薬・肥料の適正利用に努めます。 ◇地場農産物を積極的に購入します。 ◇新規就農者や後継者、就農希望者への支援と育成を図ります。 ◇市の各種事業を活用し、耕地面積の確保や耕作放棄地の発生抑制に努めます。

*多面的機能支払制度：農業・農村がもつ多面的機能（食料供給、自然環境の保全、良好な景観の形成など）を守り・引き継ぐために、国・県・市町等が一体となり保全活動の支援を行う制度です。

市の施策

- ◇農地法に基づいた適切な農地管理や農地利用状況調査による遊休農地対策を推進します。
- ◇農地移動適正化あっせん基準等による農地の集積化を促し、経営耕作地面積の確保や耕作放棄地の発生抑制を図ります。
- ◇耕作放棄地を活用した農商工連携による6次産業*の推進を支援します。
- ◇新規農業参入者、農業後継者等の総合的な支援を図ります。
- ◇農業経営の法人化及び集落営農の組織化を支援します。
- ◇八溝そば街道そばまつりや、市内各直売所を核とした交流イベント等を推進し、都市と農村の交流を図ります。
- ◇優良農地の無秩序な農地転用の抑制に努めます。
- ◇エコ農業とちぎ*を実践する農業者の増加に努めます。
- ◇多面的機能支払制度事業を推進します。
- ◇家畜糞尿処理施設の整備を推進するとともに、家畜排泄物を適正処理するよう指導します。



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】

*6次産業：農林漁業者自らが生産だけでなく加工・流通販売を一体的に行ったり、農林漁業者と商工業者が連携して事業を展開する、農林漁業の可能性を広げようとする取組のことをいいます。

*エコ農業とちぎ：栃木県が推進する運動で、「地球温暖化防止」「生物多様性の維持・向上」「環境負荷の低減」「安全・安心・信頼性の確保」を総合的に取り組む農業をいいます。

2 森林環境の保全・活用

取組の方向性

森林は木材の生産だけでなく、水源涵養機能や、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収など、様々な機能を有しています。

これらの機能を総合的かつ高度に発揮させるために、木材の循環的利用を促進し、健全な森林の維持造成サイクルを確立させることが望まれます。

● 指標

項目	現状	目標値
森林経営計画認定面積	1,914ha	1,930ha

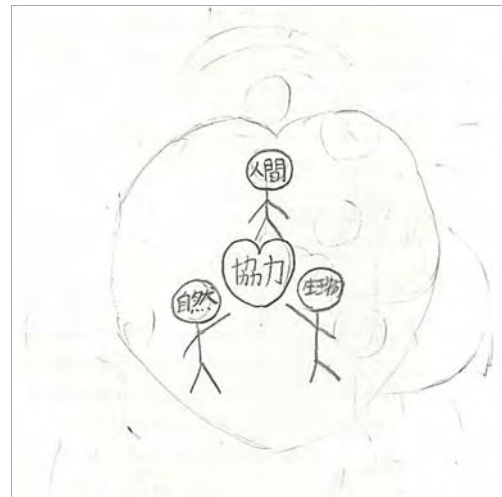
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ◇住宅建築の際には、地元木材を積極的に活用します。 ◇間伐材を利用した木材加工品を積極的に取り入れます。 ◇自然観察会など、森林を活用したイベントに積極的に参加します。 ◇間伐や枝打ち、下草刈りなど、森林の保全に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地元木材の積極的利用に努めます。 ◇間伐材を利用した木材加工品を積極的に取り入れます。 ◇法的規制に反する無秩序な森林伐採はしません。 ◇間伐や枝打ち、下草刈りなど、自社所有の森林の保全に協力します。



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】

市の施策

- ◇林地開発によって森林の公益的機能が損なわれないよう許可申請書類の審査や許可後の進行管理、完了確認を適正に行います。
- ◇八溝ブランド材をはじめとする地元木材を使用した住宅の建築を推進します。
- ◇「那須烏山市内の公共建築物等における木材利用方針」に基づき、市内公共建築物の整備に際し、八溝ブランド材をはじめとする地元木材の積極的利用に努めます。
- ◇「とちぎの元気な森づくり県民税事業」を推進します。
- ◇「那須烏山市森林整備計画」に基づく適切な森林整備を進めます。
- ◇不要木除去や藪刈り実施による里山林整備を推進します。
- ◇木材加工品の間伐材利用の推進を図ります。
- ◇法的規制に反する無秩序な森林伐採の指導等に努めます。
- ◇効率的な森林の保全を行うための林道の整備と維持管理に努めます。
- ◇森林経営管理制度により、市及び民間の活力を活用した適時適正な伐採、造林、保育等の実施に努めます。
- ◇間伐材を活用した木質バイオマス*の有効活用を図ります。



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】

*バイオマス：生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語で、化石燃料を除く再生可能な生物由来の有機性資源の総称です。家畜ふん尿、食品残渣、木材などがあります。

3 生態系の保全

取組の方向性

本市には、世界中で栃木県内に4か所のみ自生する国内希少野生動植物種である「シモツケコウホネ」など、貴重な自然資源を有していることから、これらの自然資源を保全・活用することが望まれます。

その一方で、イノシシ、カワウなどの有害鳥獣及び、オオクチバス（ブラックバス）などの特定外来生物による被害や生態系への影響も発生していることから、これらの対策も望まれます。

指標

項目	現状	目標値
イノシシの捕獲頭数（年間）	276頭	300頭
外来魚等捕獲数（年間）	138kg	150kg

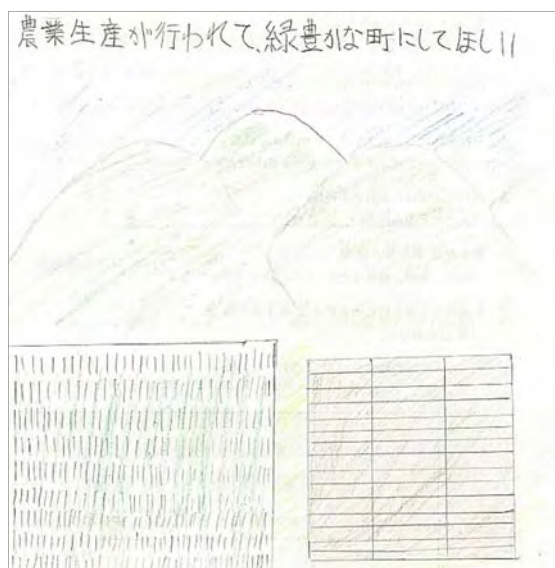
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ◇外来生物を公園や川に放さず、在来生物の保護に努めます。 ◇貴重な野生生物や草花のむやみな捕獲・採取はしません。 ◇最後まで責任を持ったペットの飼養に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇工場等の敷地や建物は、周辺環境との調和を図るとともに、敷地内の緑地確保、屋上緑化や壁面緑化に努めます。 ◇ペットの適正飼養を指導します。



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】

市の施策

- ◇自治体による有害鳥獣の捕獲促進を図るため、鳥獣被害対策実施隊を組織し、被害防止の対策を適正に実施します。
- ◇野生獣を近づけないための防護柵設置や捕獲担い手の確保など、複合的な対策を実施します。
- ◇漁業協同組合との連携を強化し、カワウやオオクチバス（ブラックバス）等の駆除対策に取り組みます。
- ◇自然公園の維持管理に努めます。
- ◇水生生物生息調査を実施し、調査結果を公表します。
- ◇自然環境や生態系に配慮した河川整備を推進します。
- ◇貴重な野生生物や草花のむやみな捕獲・採取はしないよう指導します。
- ◇希少な動植物の生息生育環境について、県の保全施策と調整を図りながら適切に保全して行きます。
- ◇外来生物や園芸種が自然の中に持ち込まれないよう普及啓発を図ります。
- ◇地域における緑化活動を推進します。
- ◇緑地や公園の整備に際し、生態系や自然環境の保全に配慮するとともに、防災機能を有した整備を検討します。



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】

第2節 安全安心で快適に暮らせるまちづくり

1 公害対策の推進

取組の方向性

河川の水質汚濁の原因は、工場や事業所からの排水はもとより、一般家庭からの生活排水が影響していると言われています。本市には那珂川、荒川、江川など多くの河川が流れており、これらの水質向上のため、生活排水処理施設のさらなる普及が望まれます。

また、大気・騒音・振動・悪臭といった各種の公害対策についても、工場や事業所だけでなく、家庭生活から発生するものへの対応も望まれます。

● 指標

項目	現状	目標値
生活排水処理施設普及率	55.2%	64.0%
公害苦情処理件数（年間）	17件	12件

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ◇自宅の区域に従って、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などに接続し、生活排水の適正な処理に努めます。 ◇家庭から出たごみは適正に処理し、野外焼却は行いません。 ◇ペットや音響など、生活から発生する騒音の低減に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇工場や事業所は排水処理施設の設置と適正な維持管理に努め、法令等の排水基準を遵守します。 ◇大気・騒音・振動・悪臭等についても、法令の規制基準を遵守します。 ◇工場や事業所から出たごみは適正に処理し、野外焼却は行いません。

市の施策

- ◇周辺地域の生活環境を保全するため、「那須烏山市土地利用に関する事前指導規程」に基づき事前協議を行い、計画的な土地利用の誘導を図ります。
- ◇公共下水道への接続、農業集落排水への接続、合併処理浄化槽の普及促進を進めます。
- ◇市内河川の水質調査を実施します。
- ◇市内幹線道路における自動車騒音調査を実施します。
- ◇各種環境苦情（異臭・騒音・スズメバチ・野犬・野良猫等々）に対し関係機関と連携し対応に取り組みます。
- ◇騒音・振動・悪臭の発生源への指導、規制、啓発の強化を図ります。
- ◇県と連携し工場や事業所からの排出ガス、排水に対する指導・規制を強化します。
- ◇光化学オキシダント*や微小粒子状物質（PM2.5）*が環境基準値を超えた場合には、すみやかに市民に周知します。
- ◇土壌汚染防止のため、県と連携し、有害化学物質取扱い工場への立入り検査を行うなど、監視・指導に努めます。
- ◇土砂の搬入の際には、法令等に基づく適正な手続き確認を行い、地質の安全性を確保します。
- ◇生活上の騒音や振動を出さないよう、市民のマナーアップの啓発活動を行います。



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】

*光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素等が紫外線によって光化学反応を起こし生成される物質で、光化学スモッグの原因物質といわれています。

*微小粒子状物質（PM2.5）：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の非常に小さい粒子をいいます。気管を通過しやすく、肺胞など気道より奥に付着するため、ぜんそくや気管支炎など人体への影響が大きいと考えられています。

2 歴史的環境、景観の保全・活用

取組の方向性

近年、全国的に空き家や空き店舗の問題が顕在化しており、本市においても人口減少や少子高齢化等による空き家、空き店舗の増加が問題となっています。そのため、防災、衛生、景観の面から空き家や空き店舗への対策を行い、景観を保全するとともに、定住促進や商業活性化などの活用が望まれます。

また、本市は田園、河川、森林など良好な景観に恵まれ、「烏山の山あげ行事」をはじめ、様々な歴史的・文化的遺産を有しており、現在取組を進めている烏山城跡の国史跡指定など、地域の文化遺産の保全活動とともに、観光資源としての活用が望まれます。

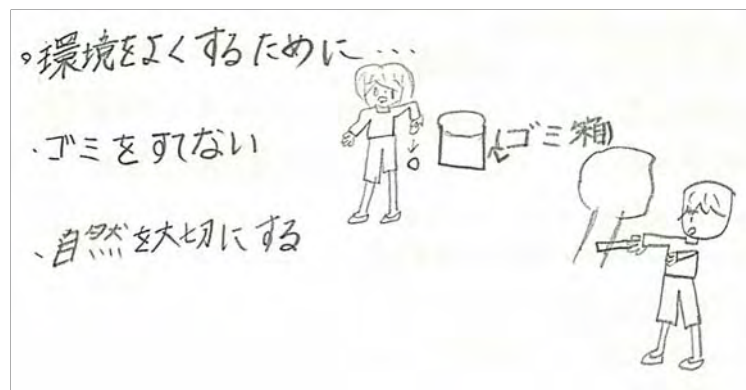
指標

項目	現状	目標値
空き家等情報バンクによる成約件数（年間）	10件	10件
烏山城跡の国史跡指定	未指定	指定

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ◇空き店舗を利用した商業施設を積極的に利用します。 ◇空き家、古民家を活用した宿泊施設を積極的に利用します。 ◇身近な緑化に努めます。 ◇烏山城跡の国史跡指定に向けた取組に協力します。 ◇文化財周知イベントや、那須烏山ジオパーク構想普及啓発事業に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇空き店舗の有効活用による商業の活性化と景観の向上に努めます。 ◇空き家、古民家を活用した宿泊施設を積極的に整備します。 ◇屋外広告物について、条例に基づく適正な管理を行います。 ◇敷地内及び敷地周辺の緑化に努めます。 ◇烏山城跡の国史跡指定に向けた取組に協力します。 ◇文化財周知イベントや、那須烏山ジオパーク構想普及啓発事業に協力します。

市の施策

- ◇空き店舗の有効活用による商業の活性化と景観の向上を図ります。
- ◇空き家・古民家を活用した宿泊施設整備への支援を行い、観光の活性化と景観の向上を図ります。
- ◇景観向上のため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空き家等対策を推進します。
- ◇「空き地・空き家相談対応マニュアル」に基づき、苦情や相談への適切な対応に努めます。
- ◇景観向上のため、屋外広告物条例に基づく適切な指導を行います。
- ◇市民に潤いと憩いを提供する緑地の景観維持に努めます。
- ◇烏山城跡の国史跡指定に向けた取組を進めます。
- ◇那須烏山ジオパーク構想の認定に向けた取組を進めます。
- ◇文化財の調査、保護、活用を進めます。



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】

第3節 地球温暖化対策と循環型のまちづくり

1 低炭素社会の構築

取組の方向性

低炭素社会の実現には、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、省エネ機器の導入、移動に係るエネルギーの少ないコンパクトなまちづくりや地産地消*などが望まれます。

ただし、大規模な太陽光発電施設設置に伴う無秩序な森林伐採は新たな課題であり、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」の周知徹底などが望まれます。

また、猛暑や豪雨といった、地球温暖化に伴う気候変動の影響に適應するための対策も望まれます。

● 指標

項目	現状	目標値
市役所の温室効果ガスの総排出量の削減率（年間）	18%削減 (H22年度基準)	年間8%削減 (H30年度基準)
学校給食における地場農産物(栃木県産)の活用率	48.3%	50.0%

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ◇地域の食材を守る地産地消に努めます。 ◇有機や減農薬など、環境保全型農業に協力します。 ◇太陽光発電や太陽熱温水器を積極的に活用します。 ◇節電や節水など、資源とエネルギーを節約します。 ◇住宅用再生エネルギー機器の設置に積極的に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇太陽光発電施設の運営については、県の指導指針及び国の事業計画ガイドラインを遵守します。 ◇その他の再生可能エネルギー発電施設については、国の事業計画ガイドラインを遵守します。 ◇有機や減農薬など、環境保全型農業に努めます。 ◇省エネルギー化促進資金融資制度を利用して省エネ機器の導入に努めます。

*地産地消：「地元生産 地元消費」の略語で、地元で生産されたものを地元で消費することをいいます。

市の施策

- ◇適切な土地開発を促すため、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」の周知徹底を図ります。
- ◇風力発電、水力発電などの各種再生可能エネルギーに対する国の「事業計画策定ガイドライン」の周知徹底を図ります。
- ◇輸送に係るエネルギー削減のため、学校給食における地場農産物（栃木県産）の活用率向上を図ります。
- ◇学校施設の長寿命化を図るため、計画的な維持管理に取り組むとともに、避難所としての整備、断熱改修、自然エネルギーの導入等の「エコ改修」や「環境にやさしい工夫」を踏まえ改修を検討します。
- ◇公共施設、医療施設、福祉・子育て施設、商業施設などの生活に密接な施設と住居がまとまって立地することで、高齢者をはじめとする住民が自家用車に頼ることなく生活できる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指します。
- ◇「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向けて、市民や来訪者の誰もが容易に移動できるよう市公共交通再編整備計画に基づき、総合的かつ効果的な交通機能の強化に向けた取組を推進します。
- ◇「地域気候変動適応計画」について情報収集を図り、必要な取組を検討します。
- ◇近年頻発する大規模水害を想定し、防災関係機関の連携による災害発生時の様々な被害への応急対応力や広域的な対応力を検証するとともに、住民の防災意識の高揚と知識の向上を図るため南那須地区水防訓練を実施します。
- ◇再生可能エネルギーの利活用を促進するため、新たな技術等に関する情報収集に努めます。
- ◇「那須烏山市役所地球温暖化対策実行計画」に基づき、市役所から排出される温室効果ガスの削減に取り組みます。
- ◇事業者に対する省エネルギー化促進資金融資制度の周知を図ります。

2 循環型社会の構築

取組の方向性

少子高齢化や核家族化によって、家庭から排出されるごみの量は増加することが考えられますが、ごみの減量化や3R(リデュース：ごみを減らす リユース：繰り返し使う リサイクル：再利用する)、ごみ分別の徹底などを継続して進めることが望まれます。

また、本市には多くの観光客が訪れることから、観光客に対する分別の徹底、イベント等でのごみ箱設置などの取組も望まれます。

さらには、不法投棄防止、中間処理場の整備及び最終処分場の確保の検討等を進めるとともに、食品ロスへの対応なども望まれます。

● 指標

項 目	現状	目標値
一般廃棄物の資源化率	16.7%	18%
市民一人当たりのごみの排出量 (1日当たり)	855.3g	774.0g
ごみ分別アプリのダウンロード数 (年間)	181件	200件

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ◇商品購入時は繰り返し使用できる商品、再生品等を選択します。 ◇マイバッグ・マイバスケットの使用及びレジ袋の辞退に努めます。 ◇購入した商品をできるだけ長期間使用し、購入した食材を使い切ることに努めます。 ◇廃棄物の分別を徹底するとともに、スーパー等による店頭回収、自治会等による集団回収等を活用し、リサイクルに努めます。 ◇生ごみは、水分を絞って出すように努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇廃棄物等の再使用、再生利用及び熱回収に努めます。 ◇使い捨て製品の販売や過剰包装を自粛し、長期間使用できる製品やリサイクルが容易な製品などの製造・販売、利用に努めます。 ◇事業所内で発生した廃棄物等の分別を徹底します。 ◇事業所内で発生した廃棄物等の処理を委託する場合には、排出者責任を踏まえ、優良な廃棄物処理業者の選択に努めます。 ◇生ごみは、水分を絞って出すように努めます。

市民の取組	事業者の取組
◇不法投棄等を発見したときには、不法投棄110番等を活用し、関係機関への速やかな通報に努めます。	◇不法投棄等を発見したときには、不法投棄110番等を活用し、関係機関への速やかな通報に努めます。

市の施策
<p>◇2020年度に計画期間が終了する「那須烏山市一般廃棄物処理基本計画」について、南那須地区広域行政事務組合や関係機関との連携により、事業の適切な進捗管理及び効果検証を行い、次期計画を策定し、着実に計画を推進します。</p> <p>◇事業系ごみを排出する事業者に対し、減量化計画の策定を促すなど減量化の指導に取り組みます。</p> <p>◇ごみの3Rの推進と分別の徹底を図るため、ごみ分別アプリの利用促進や市民出前講座を実施するとともに、新たな資源化品目の検討を進めます。</p> <p>◇効率的なごみの収集・処理体制を確立するため、民間委託による収集運搬体制の確保とごみの減量化を進めたうえで、指定ごみ袋の料金改定や手数料化の検討を進めます。</p> <p>◇家庭から出る生ごみの堆肥化及び自家利用を促進するため、機械式生ごみ処理機の設置を支援します。</p> <p>◇不法投棄を未然に防止するため、監視体制の強化を図ります。</p> <p>◇地域の一斉清掃等の奉仕活動を支援・奨励し、環境マナーの啓発に努めます。</p> <p>◇食品ロスやレジ袋使用の削減、過剰包装の自粛など、事業者や市民に対する啓発活動に努めます。</p> <p>◇観光客に対するごみ分別の徹底、イベント等でのごみ箱設置などを進めます。</p>

第4節 参画と協働による環境のまちづくり

1 環境保全の担い手育成の推進

取組の方向性

環境に関する様々な情報提供や、イベントや清掃活動などの参加を呼びかけ、事業者、市民の環境に対する意識向上を図ることが望まれます

これにより市、事業者、市民が一体となって環境問題に取り組む那須烏山市の姿が期待されます。

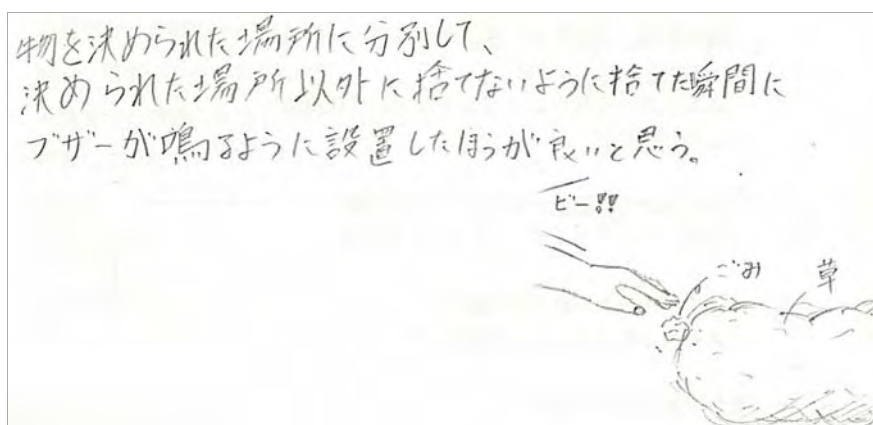
● 指標

項目	現状	目標値
那須烏山ジオパーク構想普及啓発事業の参加者数（年間）	490人	800人
花づくり事業参加団体数（年間）	15団体	17団体

市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 様々な媒体を通じて、環境に関する情報を積極的に収集することに努めます。 ◇ 一人ひとりが身近な環境や市の歴史・文化、環境問題に対し関心を持ち、学ぶことに努めます。 ◇ 地域で実施されるごみゼロ運動や緑化推進事業、河川愛護活動など、身近な環境保全活動への参加に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 社内の環境教育・学習の機会や地域住民との協働による環境保全活動の機会づくりに努めます。 ◇ 環境報告書等の作成により、環境に関するデータ、取組等に関して広く情報提供に努めます。 ◇ 地域で実施する環境保全活動等に積極的に参加するとともに、その活動の支援に努めます。

市の施策

- ◇那須烏山ジオパーク構想普及啓発事業の参加者数を増やすための取組を進めます。
- ◇那須烏山ジオパーク構想推進事業としてガイド養成や校外学習による教育活動支援などを進めます。
- ◇文化財周知イベントを行い、市民の意識向上に努めます。
- ◇市民が自然と親しむ機会の拡充に努めます。
- ◇食育の普及啓発に努めます。
- ◇森林ボランティアを育成し、活動を支援します。
- ◇清掃活動や環境ボランティア活動を通じて、環境モラルの啓発を推進します。
- ◇子どもから高齢者までが参加できる継続的な環境学習の機会づくりを推進します。
- ◇地域の環境活動やイベントの開催を支援します。



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】

第5章 重点施策

第1節 重点施策の位置づけ

第4章に掲げた環境施策のうち、先導的かつ分野横断的な施策を重点施策と位置づけ、積極的、優先的に取組を進めます。

第2節 重点施策の内容

1 総合的な自然環境の保全・活用の推進

本市には、那珂川などの清流や八溝山系の豊かな自然や貴重な歴史・文化財など、地域資源が数多く存在します。これら地域に根差した資源を活用するため、グリーンツーリズムの実施や特徴的な地形・地質などの自然遺産を活かした那須烏山ジオパーク構想などを推進し、地域資源の有効活用を図ります。

また、地域資源の保全活動を行う各種市民団体や関係機関による取組への支援や、水質保全などの各種取組を行うとともに、地域の快適環境を保全するため、水質汚濁及び騒音、振動、悪臭などの公害防止対策に向けた検査・測定を行い、必要に応じた対策を進めます。

● 指標

項目	現状	目標値
那須烏山ジオパーク構想普及啓発事業の参加者数（年間）	490人	800人
生活排水処理施設普及率	55.2%	64.0%
公害苦情処理件数（年間）	17件	12件



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】



市の施策

- ◇那須烏山ジオパーク構想の普及に取り組むとともに、ガイド養成や校外学習による教育活動支援を進めます。
- ◇公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など、地域に即した生活排水処理施設の普及に向けて、融資制度のあっせんや、費用の一部補助などを行います。
- ◇那珂川水系の清流をはじめ、本市の良好な水環境が将来にわたり保持されるよう、市内河川の水質調査及び生物調査を実施し、水質状況の把握と監視に努めます。
- ◇自動車騒音対策の基礎資料とするため自動車騒音調査を実施し、騒音や振動の監視に努めます。
- ◇各種環境苦情（異臭・騒音・スズメバチ・野良猫等）に対し、関係機関と連携して対応に取り組みます。



【小学生・中学生アンケートに寄せられたイラストより】



2 環境にやさしいエネルギーの活用

温室効果ガスの排出量が少ない低炭素社会を構築するため、地球温暖化の防止対策として、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入など、効率的なエネルギーの利活用を推進します。

また、公共交通機関の効率化により、移動にかかるエネルギーの削減を図るとともに、適正な森林施業の推進により、温室効果ガスの吸収源となる森林の健全化を図ります。

● 指標

項目	現状	目標値
市役所の温室効果ガスの総排出量の削減率（年間）	18%削減 (H22年度基準)	年間8%削減 (H30年度基準)
森林経営計画認定面積	1,914ha	1,930ha
市営バス等の延べ利用人数（年間）	39,606人	40,500人
JR烏山線の1日平均乗車数(烏山駅)	532人	560人

市の施策

- ◇地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの利活用を促進するため、新たな技術等に関する情報収集に努めます。
- ◇国・県のエネルギー対策の動向や既存事業を検証し、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及拡大に取り組みます。
- ◇市役所自らが行う事務事業活動から生じる温室効果ガスの抑制のための取組を進めます。
- ◇適正な森林施業を行うために、森林所有者、森林組合等の相互連携を推進します。
- ◇森林組合を中心とした施業の受委託の促進等、計画的な伐採及び造林を実施するための体制整備を推進します。
- ◇国・県の森づくりに関する制度の情報を収集し、補助事業等の積極活用を図ります。
- ◇森林経営管理制度により、民間の活力を活用した適時適正な伐採、造林、保育等の実施に努めます。
- ◇隣接市町との連携を強化するため、市営バスの運行ルートの見直しなど、新たな運行のあり方について検討します。
- ◇JR東日本との連携体制を強化し、JR烏山線利用者向上対策を検討します。



3 廃棄物対策の推進

持続可能な社会の実現に向け、ごみの減量化や3R（リデュース：ごみを減らす リユース：繰り返し使う リサイクル：再利用する）の推進、ごみ分別の徹底と調査研究、不法投棄防止、中間処理場の整備及び最終処分場の確保の検討等に取り組みます。

市民に対して生ごみの水切り徹底や、機械式生ごみ処理機設置の支援を行い、事業者に対しては廃棄物の減量化計画の策定を促すなど、ごみの削減に取り組みます。

● 指標

項目	現状	目標値
一般廃棄物の資源化率	16.7%	18%
市民一人当たりのごみの排出量 (1日当たり)	855.3g	774.0g
環境学習の市民出前講座開催数 (年間)	1回	3回
ごみ分別アプリのダウンロード数 (年間)	181件	200件

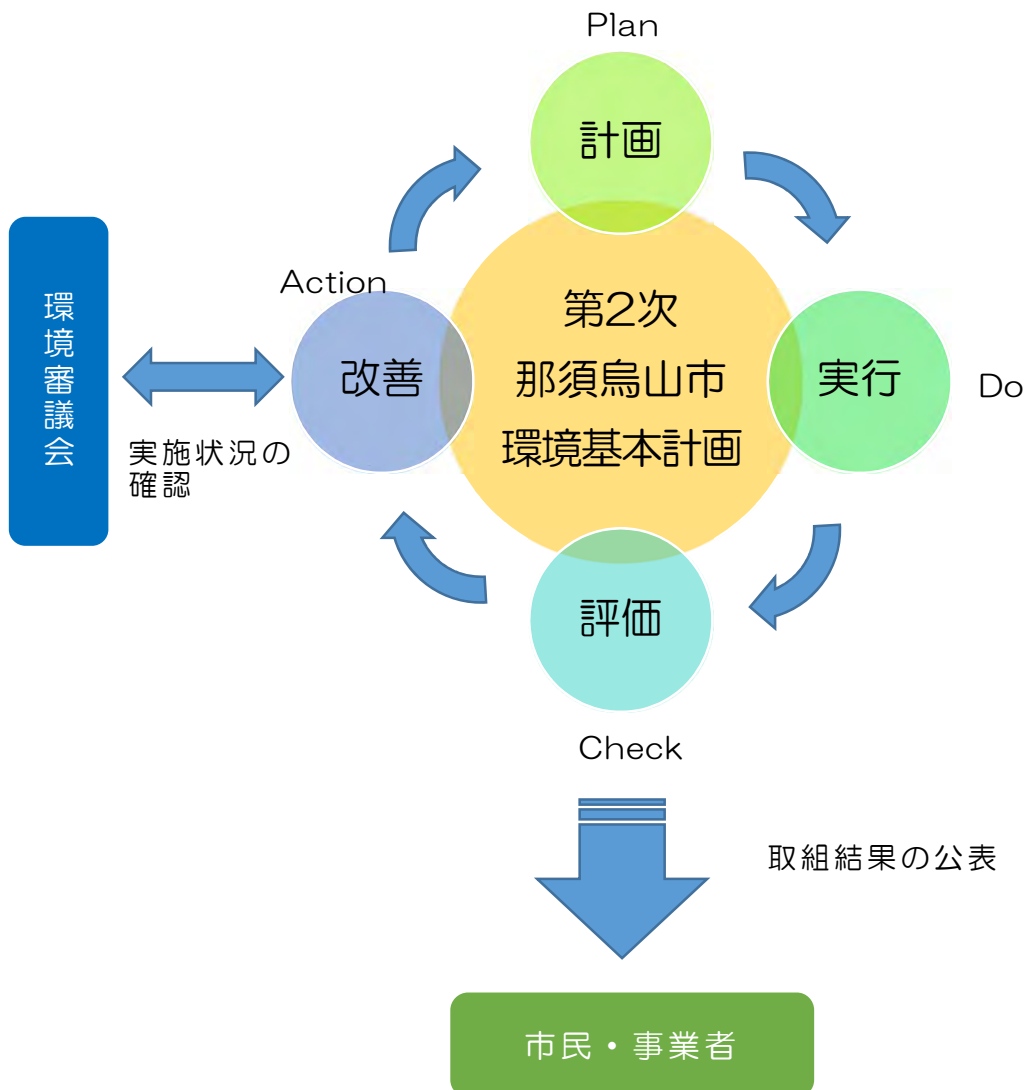
市の施策

- ◇事業系ごみを排出する事業者に対し、減量化計画の策定を促すなど減量化の指導に取り組みます。
- ◇ごみの3Rの推進と分別の徹底を図るため、ごみ分別アプリの利用促進や市民出前講座を実施するとともに、新たな資源化品目を検討します。
- ◇市民に対して、生ごみの水切り徹底を図ります。
- ◇機械式生ごみ処理機の設置を支援します。
- ◇保健衛生センターの処理施設見学などを通じて、一般廃棄物の分別意識の向上を図り、資源化率を高めます。
- ◇効率的なごみの収集・処理体制を確立するため、民間委託による収集運搬体制の確立とごみの減量化を進めます。
- ◇南那須地区広域行政事務組合のごみ処理手数料については、処理原価が年々増加傾向であることから、受益者負担の観点から処理手数料の料金改定の検討に取り組みます。
- ◇指定ごみ袋について、料金改定や手数料化の検討に取り組みます。

第6章 計画の推進

本計画は、環境課を事務局とし、計画(Plan)⇒実行(Do)⇒評価(Check)⇒改善(Action)のPDCAサイクルを繰り返して取組を進めます。

取組結果はホームページ等で市民及び事業者に公表するとともに、環境審議会にも報告し、必要に応じた見直しを行います。



環境審議会

事業者を代表する者、学識経験のある者、関係行政機関の職員、市民団体を代表する者、公募により選考した者等で構成され、環境保全における基本的な事項について、調査審議を行います。

資料編

◆ 策定方針

第2次那須烏山市環境基本計画策定方針

平成30年5月7日
那須烏山市環境課

1 計画策定の趣旨

那須烏山市環境基本計画（以下「現計画」という。）は、那須烏山市環境基本条例（平成20年4月施行）の基本理念に基づき、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として策定され、市、事業者、市民の役割分担のもと各種取組みを展開してきたところである。

現計画は、平成21年度から平成30年度までの10ヵ年計画であり、平成30年度を以って期間が終了することから、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度を計画期間として、第2次那須烏山市環境基本計画（以下「次期計画」という。）を新たに策定するものである。

計画策定に際しては、現計画の各種取組みの進捗状況とその効果の検証結果を参考にするとともに、市民のニーズや特色ある取組み、基礎調査（動植物調査）等の調査結果を計画に反映させるなど、社会情勢の変化や潮流を十分に踏まえながら、環境戦略の再構築を図った次期計画として策定する。

2 次期計画の位置づけ

- (1) 国及び栃木県が策定する環境基本計画との整合性を図る。
- (2) 市の最上位計画である「那須烏山市第2次総合計画」の基本構想及び基本計画を踏まえて策定する個別計画

【第2次総合計画の基本理念】

みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり

【第2次総合計画における本市の目指すべき姿】

地域の魅力と活力にあふれる 暮らしやすいまち“那須烏山”

【第2次総合計画における基本目標】

定住を促し安全で暮らしやすいまちづくり

- (1) 自然環境の保全・活用
- (2) 生活環境の保全

- (3) 市環境基本条例の基本理念を踏まえ、環境保全に向けた具体的取組みを示す計画とする。

【市環境基本条例の基本理念】

環境の保全は…

- ・市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行わなければならない。
- ・人と自然が共生し、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。
- ・すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。
- ・すべての者がこれらを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

- (4) 「市公共施設等総合管理計画」及び「市地域防災計画」との整合性を図る。
- (5) 次期計画と同時平行で策定する「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「一般廃棄物処理基本計画」との整合性を図る。

【地球温暖化対策実行計画（事務事業編）】

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定が義務付けられた法定計画
- ・市役所自らの事務事業の中で生じる環境負荷を軽減するため、温室効果ガスの削減に向けた具体的な取組みを推進

3 次期計画の期間

平成 31（2019）年度～平成 35（2023）年度までの 5 年間とし、平成 35 年度を目標の達成年度とする。なお、計画の進捗状況や社会・経済情勢に大きな変化が生じた場合には、上位計画等との整合性を図り、適宜計画の修正・見直しを行うこととする。

4 策定に当たっての視点

(1) 安心・安全の視点

市民の生命や財産、そして快適な生活環境の維持・確保に向けた環境負荷の少ない持続可能な取組みの推進

(2) 財政的な視点

本市の厳しい財政状況を踏まえ、「本市の身の丈」に合った選択と集中による費用対効果の高い取組みの推進

(3) 協働の視点

市民・市民団体・地元事業者、そして宇都宮大学、烏山高等学校等の教育機関との連携など、地域の特色ある活動を積極的に活用する協働の推進

5 市民意見の反映

(1) 市民意向調査の反映

第 2 次総合計画策定時に実施した市民意向調査の結果を最大限に反映する。

(2) 環境審議会等による答申の反映

市環境基本計画策定委員会の意見を集約する他、市環境審議会からの答申を最大限に反映する。

(3) パブリックコメントの実施

広く市民からの意見を募集するためパブリックコメントを実施し、意見の集約を行う。

6 策定体制

(1) 庁内検討体制

① 庁議

庁内における最高意思決定機関として、次期計画について審議し決定する。

② 政策調整会議

全庁的な観点から、次期計画について協議・検討を行う。

③ 事務局

環境課環境グループが策定に係る庶務全般を担当する。

(2) 庁外検討体制

① 市環境審議会

次期計画に関し、市長より諮問を受け調査審議を行い、その結果を答申する。

② 市環境基本計画策定委員会

学識経験者、各種団体の代表、事業者の代表、市民（公募委員）、市職員等により組織し、次期計画に関する検討を行う。

7 策定スケジュール

別紙のとおり

◆那須烏山市環境基本条例

那須烏山市環境基本条例

平成20年3月26日
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 安全で快適な生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）、良好な自然環境その他の健全で恵み豊かな環境を保持し、及び保護するとともに適切に環境の向上を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。
- 3 環境の保全は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。
- 4 環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減、緑化の推進その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等その他環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、旅行等で市に滞在する者(市を通過する者を含む。)は、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(環境の保全に関する施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の個性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用を図ることにより、潤いと安らぎのある良好な環境を確保すること。
- (4) 環境に配慮した負荷の少ない循環型社会を構築するため、エネルギーの有効利用、資源の再資源化、廃棄物の減量化等を促進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標及び施策の方向性
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映する措置を講ずるとともに、那須烏山市環境審議会設置及び運営条例(平成19年那須烏山市条例第4号)に定める那須烏山市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- 6 市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市の施策の策定に当たっての配慮)

第10条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(環境の保全上の規制等の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、適切かつ迅速に指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

(経済的な助成の措置)

第12条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備及び事業の推進)

第13条 市は、自然環境を適正に保全し、又はその健全な利用を図るため、必要があると認めるときは、公共的施設の整備及び事業を推進する措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的利用の推進)

第 14 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理体制の整備の推進)

第 15 条 市は、市の施策や事業の実施に当たり環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する体制の整備を率先して推進しなければならない。

2 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、事業者の環境管理に関する体制の整備を推進することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興)

第 16 条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実を図ることにより、市民等がその理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第 17 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 18 条 市は、前 2 条に定める事項を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第 19 条 市は、環境の保全に関する施策を適正に推進するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する施策の調整及び推進)

第 21 条 市は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 22 条 市は、市民等の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たり、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

第 24 条 市は、地球温暖化の防止、その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進する。

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

◆那須烏山市環境審議会設置及び運営条例

那須烏山市環境審議会設置及び運営条例

平成19年3月26日条例第4号

改正

平成20年2月12日条例第1号

平成27年11月30日条例第35号

那須烏山市環境審議会設置及び運営条例

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、市長の附属機関としての環境審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、市に那須烏山市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申するものとする。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全における基本的な事項に関すること。

(組織等)

第4条 審議会は、15人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 事業者を代表する者

(2) 学識経験のある者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民団体を代表する者

(5) 公募により選考した者

(6) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関して優れた識見を有すると認められる者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

一部改正〔平成27年条例35号〕

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が任命する。
3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。
(報酬等)

第8条 審議会の委員の報酬及び費用弁償については、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年那須烏山市条例第31号)の定めるところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

一部改正〔平成20年条例1号〕

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審議会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月12日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月30日条例第35号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(環境審議会の委員に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に那須烏山市環境審議会の委員である者は、この条例の施行の日に第4条の規定による改正後の那須烏山市環境審議会設置及び運営条例(以下「新環境審議会条例」という。)第4条第1項の規定により那須烏山市環境審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命された者の任期は、新環境審議会条例第4条第2項の規定にかかわらず、その者の那須烏山市環境審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

◆那須烏山市環境審議会委員名簿

(任期：平成30年2月15日から平成31年12月31日)

番号	氏名	区分	所属	備考
1	中山 巖	事業者を代表する者	那須烏山商工会 会長	
2	佐藤 邦行	事業者を代表する者	那須烏山市観光協会 会長	
3	◎山田 清	事業者を代表する者	那須南農業協同組合 代表理事組合長	平成30年 5月26日より
	◎荒井 節			
4	荒井 丈夫	学識経験のある者	栃木県地球温暖化防止 活動推進員	
5	高橋 若菜	学識経験のある者	宇都宮大学国際学部 准教授	
6	福士 宏樹	関係行政機関の職員	県北環境森林事務所 環境部長	
7	澤村 誠一	関係行政機関の職員	南那須地区広域行政事務組合 保健衛生センター所長	
8	○中山 彖男	市民団体を代表する者	市行政区長連絡協議会 会長	
9	小堀 恵美子	市民団体を代表する者	那須烏山市女性団体 連絡協議会 会長	平成29年度
	川村 真理子			平成30年度
10	藤川 伸一	市民団体を代表する者	那須烏山市林業振興会 会長	

◎会長 ○副会長

(順不同・敬称略)

◇事務局

平成29年度

番号	氏名	区分	所属	備考
1	薄井 時夫	課長	環境課	
2	吉葉 克則	課長補佐(総括)	環境課 環境グループ	
3	益子 昴大	主任	環境課 環境グループ	

平成30年度

番号	氏名	区分	所属	備考
1	小林 貞大	課長	環境課	
2	江守 浩史	課長補佐(総括)	環境課 環境グループ	
3	篠崎 孝光	係長	環境課 環境グループ	
4	佐藤 諒	主事	環境課 環境グループ	
5	佐藤 新一	専門員	環境課 環境グループ	

◆ 諮問・答申

那烏環第 8 号
平成 3 0 年 5 月 9 日

那須烏山市環境審議会
会長 山田 清 様

那須烏山市長 川俣 純子

第 2 次那須烏山市環境基本計画について（諮問）

那須烏山市環境審議会設置及び運営条例（平成 1 9 年 3 月 2 6 日条例第 4 号）第 3 条の規定に基づき、第 2 次那須烏山市環境基本計画について、貴審議会に諮問します。
なお、答申は平成 3 1 年 3 月 1 5 日までをお願いします。

答申

◆那須烏山市環境基本計画策定委員会設置要綱

那須烏山市環境基本計画策定委員会設置要綱

平成30年5月2日

那須烏山市要綱環第262号

(設置)

第1条 那須烏山市における環境基本計画を策定するため、那須烏山市環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 環境保全及び環境衛生に関する施策の検討に関する事項
- (2) 市、事業者、市民の環境保全に配慮すべき事項の検討に関する事項
- (3) その他環境基本計画の策定に関して必要と認められる事項

(組織等)

第3条 委員会は、20人以内の委員で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体及び事業者の代表
 - (2) 学識経験のある者
 - (3) 公募により選考した者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、就任の日から平成31年(2019)3月31日までとする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外のものから意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、委員会の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月2日から施行する。

この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

◆那須烏山市環境基本計画策定委員会名簿

(任期：平成30年7月19日から平成31年3月31日)

番号	氏名	区分	所属	備考
1	下重 秀夫	事業者の代表	那須烏山商工会 事務局長	
2	◎両方 恒雄	事業者の代表	那須烏山市観光協会 事務局長	
3	石田 和弘	事業者の代表	那須南農業協働組合 営農部 営農指導課長	
4	○地主 世津子	団体の代表	那須烏山市女性団体連絡協議会 会計	
5	高田 悦男	学識経験者	那須烏山市林業振興会 副会長	
6	増淵 弘子	学識経験者	栃木県地球温暖化防止活動推進 センター 事務局長	
7	豊田 裕美子	公募委員		
8	墨野倉 弘美	公募委員		
9	大森 牧子	栃木県職員	県北環境森林事務所 環境部 環境対策課長	
10	植木 康介	栃木県職員	那須烏山警察署 生活安全課 係長	
11	両方 博幸	広域職員	南那須地区広域行政事務組合 保健衛生センター 係長	
12	高野 成彰	市職員	総合政策課 秘書政策グループ 課長補佐	
13	菊地 唯一	市職員	総務課 契約管財グループ 主幹	
14	高田 勝	市職員	農政課 農林整備グループ 主幹	
15	石嶋 賢一	市職員	上下水道課 下水道グループ 課長補佐	
16	石川 昌幸	市職員	学校教育課 総務教育グループ 課長補佐	
17	山村 信	市職員	生涯学習課 生涯学習グループ 課長補佐	

◎委員長 ○職務代理者

(順不同・敬称略)

◇事務局

番号	氏名	区分	所属	備考
1	小林 貞大	課長	環境課	
2	江守 浩史	課長補佐(総括)	環境課 環境グループ	
3	篠崎 孝光	係長	環境課 環境グループ	
4	佐藤 諒	主事	環境課 環境グループ	
5	佐藤 新一	専門員	環境課 環境グループ	

◆計画策定の経緯

期日	内容
平成 29 年 6 月～8 月	環境基本計画基礎調査 ○市内 2 地点の自然環境基礎調査（植物相、哺乳類、鳥類、両生類、は虫類、昆虫類） ○自然環境に係る文献調査
平成 30 年 2 月 15 日	第 1 回那須烏山市環境審議会 ○会長及び副会長の互選 ○那須烏山市環境基本計画基礎調査（動植物調査）について ○第 2 次環境基本計画策定スケジュールについて
平成 30 年 4 月 25 日	政策調整会議 ○第 2 次那須烏山市環境基本計画策定方針（案）について
平成 30 年 5 月 7 日	庁議 ○第 2 次那須烏山市環境基本計画策定方針（案）について
平成 30 年 5 月 9 日	諮問
平成 30 年 7 月 19 日	第 1 回那須烏山市環境基本計画策定委員会 ○委員長の互選 ○職務代理者の指名 ○第 2 次那須烏山市環境基本計画の策定について
平成 30 年 9 月 28 日	第 2 回那須烏山市環境基本計画策定委員会 ○第 2 次那須烏山市環境基本計画（素案）の検討について ○アンケート調査の実施について
平成 30 年 10 月	小学生・中学生アンケート実施
平成 30 年 10 月 25 日	第 1 回那須烏山市環境審議会 ○会長の互選について ○第 2 次那須烏山市環境基本計画の策定について
平成 30 年 11 月 8 日	第 3 回那須烏山市環境基本計画策定委員会 ○第 2 次那須烏山市環境基本計画（素案）の検討について
平成 30 年 12 月 12 日	第 4 回那須烏山市環境基本計画策定委員会 ○第 2 次那須烏山市環境基本計画（素案）の検討について
平成 30 年 12 月 18 日	第 2 回那須烏山市環境審議会 ○第 2 次那須烏山市環境基本計画（素案）の審議・決定
平成 30 年 12 月 26 日	政策調整会議 ○第 2 次那須烏山市環境基本計画（素案）について
平成 31 年 1 月 11 日	庁議 ○第 2 次那須烏山市環境基本計画（素案）について
平成 31 年 1 月 15 日 ～2 月 14 日	パブリックコメント
平成 31 年 月 日	第 3 回那須烏山市環境審議会 ○第 2 次那須烏山市環境基本計画（修正原案）及び答申書の審議・決定
平成 31 年 月 日	政策調整会議 ○第 2 次那須烏山市環境基本計画の協議
平成 31 年 月 日	庁議 ○第 2 次那須烏山市環境基本計画の協議
平成 31 年 月 日	第 2 次那須烏山市環境基本計画の決定

第 2 次那須烏山市環境基本計画

発行 那須烏山市

〒321-0692

栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号

TEL 0287-83-1111（代表）

市ホームページ <http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp>

E-mail kankyoh@city.nasukarasuyama.lg.jp

